

# 農政産業観光委員会会議録

日時 令和2年6月29日(月) 開会時間 午前10時  
閉会時間 午後4時17分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 淳也  
副委員長 桐原 正仁  
委員 望月 勝 大柴 邦彦 早川 浩 永井 学  
市川 正末 土橋 亨 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

産業労働部長 中澤 和樹 産業労働部理事 山本 盛次  
産業労働部次長 落合 直樹 産業労働部次長 上野 睦  
産業労働部次長(産業政策課長事務取扱) 一瀬 富房  
労働委員会事務局長 小野 眞奈美 成長産業推進課長 有泉 清貴  
産業振興課長 小林 徹 労政雇用課長 渡辺 一秀  
産業人材育成課長 小林 靖 労働委員会事務局次長 小俣 謙

観光文化部長 中澤 宏樹 観光文化部次長 内藤 卓也  
観光文化政策課長 村松 久 観光振興課長 小泉 嘉透 観光資源課長 三井 博志  
世界遺産富士山課長 信田 恭史 文化振興・文化財課長 河野 公紀

農政部長 坂内 啓二 農政部理事 清水 一也 農政部次長 大久保 雅直  
農政部技監 安藤 隆夫 農政部技監 中村 毅 農政部技監 武井 和人  
農政総務課長 三井 一 担い手・農地対策課長 勝俣 匡章  
販売・輸出支援課長 樋田 洋樹 農業技術課長 斉藤 修  
果樹・6次産業振興課長 塚原 卓郎 畜産課長 渡邊 聡尚  
食糧花き水産課長 近藤 隆 農村振興課長 小林 敏樹 耕地課長 茂手木 知

公営企業管理者 井出 仁 企業局長 三井 薫 企業局技監 平井 一仁  
企業局総務課長 瀧本 勝彦 企業局電気課長 高野 武

議題(付託案件)

第69号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会  
関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会のもの及び第3条債務負担  
行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

第74号 訴えの提起の件

第75号 山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例中改正の件

第76号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会  
関係のもの、第2条繰越明許費の補正及び第3条債務負担行為の補正

請願第 2－8 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件について、第 69 号、第 74 号、第 75 号、第 76 号については原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第 2－8 号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、産業労働部・労働委員会関係、観光文化部関係、農政部関係、企業局関係の順に行うこととし、午前 10 時から午前 11 時 42 分まで産業労働部・労働委員会関係、午後 1 時から午後 3 時 1 分まで観光文化部関係、午後 3 時 14 分から午後 4 時 5 分まで農政部関係、午後 4 時 15 分から午後 4 時 17 分まで企業局関係の審査を行った。

主な質疑等 産業労働部・労働委員会関係

※第 75 号 山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例中改正の件

質疑

桐原副委員長 今この訓練を行うに当たっては、その面接の指導だとかということ、言われたんですけど、この想定しているオンラインの訓練、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

小林（靖）産業人材育成課長 訓練ですが、学校と学生がスマートフォンやパソコン等を持ちまして、学生は自宅等で、先生は学校側におりまして、学校と学生をパソコン等で結びます。先生がパソコンで指導を行う画面を説明いたしまして、学生から先生に質問を行うなどして、授業を進めていく、といった形で相対して授業や面接指導を行うものでございます。

桐原副委員長 就職に向かったの面接の訓練をオンラインで行うと。  
例えば座学の授業であったり、ほかの部分については、これはそぐわないっていう部分もあると思うんですけど、特に面接に限ってこれを行うぐらいという意味合いでいいんですか。それとも、通常の授業の中の一部をオンラインで、何ていうんですか、講義としてやるのかっていうことは想定してないという解釈でよろしいのでしょうか。

小林（靖）産業人材育成課長 想定をしておりますのは、主にやはり実習の授業でございます。授業、実習と実技がございまして、主には実習の部分でオンラインを相対してやることを行っております。

あと、就職の面接指導とかですけども、こちらにつきましては、補完的にオンラインを活用してやっていきたいというふうに思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第69号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(やまなしブランド推進事業費について)

桐原副委員長 産の6ページ、やまなしブランド推進事業費の地場産業の消費回復・拡大支援事業費、結構大きな額なんですけど、これは、コロナの影響で本県の地場産業の多分売り上げが落ちていることに対しての事業だと思うんですけど、これ、この事業自体はどのような支援を行うのか、もう少し細かく説明をいただきたいです。

小林(徹) 産業振興課長 お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、地場産業に係る商談会とかイベント等も中止されまして、人の動きも少なくなる中で、委員御指摘のとおり、多くの事業者の売り上げが減少している状況であります。このコロナの影響によりまして以前と同様の営業活動に戻るということが非常に不透明という中にございまして、また、消費者においても、在宅の中でECサイト等ショッピングなど購買行動に大きな変化が出ているという状況の中で、この事業では、こうした新しい生活様式等に対応していくために、本県の主要な地場産品でありますワイン、日本酒、ジュエリー、織物など各産地組合が行いますECサイトの構築といったインターネット上での商品販売ですとか、SNS等を活用したプロモーション活動などの取り組みに対して支援を行うこととしております。

桐原副委員長 サイトを立ち上げてということだと思うんですけど、具体的にどういうふうに消費者を誘導してそのページを見てもらうようにするのか、教えていただきたいです。

小林(徹) 産業振興課長 委員御指摘のとおり、そのサイトに誘導することも重要と考えておりまして、①の地場産品情報発信事業費がございすけれども、この中でそういった取り組みをしたいと思っております。これは、インターネット、フェイスブック、あるいはインスタグラムといった、要するにSNSの事業者が、利用者の過去の検索履歴から構築したデータベースに基づきまして、例えばワインとかレストランに関心がある利用者がそのSNSを利用した場合に、甲州ワインといった県産ワインの広告の配信、画面上に表示させます。その利用者がその画面上の広告をクリックしますと、本県の地場産品を紹介するサイトが表示されまして、そこから各種団体のインターネット販売サイトなどにつながりまして、関心のある方に直接アプローチができるといった事業内容で、その辺の誘導を図っていきたいと思っております。

桐原副委員長 済みません、最後の質問にします。

産地の組合に対して行うということなんですけど、ワインなんかはその組合って多分ほぼ全部が入っているかなというふうに思うんですけど、例えばジュエリーであったり、ほかの組合に対して補助するときにその組合に入っていない業っているのは実際あるのかっていうのと、このコロナを機に、逆にそういう組合に入ってもらおうような誘導をすとかっていうことも必要ではないかなと。

組合に入っているからこそ受けられる利益だとは思いますが、そうでない方々にも手を差し伸べるっていうのが必要だと感じているんですけど。

この組合っていうのは、ほとんどのその業を起こしている人たちが入っている

ものなのかということについて、最後にお尋ねいたします。

小林（徹） 産業振興課長 お答えいたします。

先ほど申しました今回の事業、主にワイン、日本酒、ジュエリー、織物につきましては、主要な事業者様は、今回助成する先の組合に多く加入されております。ただ、委員おっしゃるとおり、組合に必ずしも入っていない事業者さんもございますので、こうした事業を通じて、組合のほうにもその辺、今後働きかけをしてまいりたいと思います。

一方、個々の事業、事業者として取り組む、今回コロナを受けて国の補助金ですとか、そういうものもございますので、その事業者の御判断もあると思いますので、県としましては、今回この事業によりましてほとんどのワイン、日本酒、ジュエリー、織物に係る事業者は恩恵を受けれるのではないかなというふうに考えております。

桐原副委員長 たびたび済みません。この組合とかに入る、入らないとかって、もちろんそれは自由だと思うんですけど、それによって地域の人たちがちょっと弊害を受けていたりする部分があるんですね。何かボタンのかけ違いで入らなくなったのか、抜けたのかとかって。このコロナの機会に、ぜひそういった事業者も一緒に活動してくっていうことができるような体制づくりをぜひ行っていただきたいと。答弁ができれば、要望とさせていただきますんですけど、よろしく願いいたします。

小林（徹） 産業振興課長 御指摘いただきました件につきまして、今後各組合等ともよく情報交換をしてまいりたいと思います。

（不織布マスク供給体制強化事業について）

市川委員

3ページをお願いします。

不織布マスクの関係なんですけど、この事業については、もうある程度申請は出ているんですか。

有泉成長産業推進課長 御議決いただければ、その後公募で事業者を選定したいと考えております。

市川委員

公募があった場合、どんな方でも大丈夫ですね？

有泉成長産業推進課長 機械補助の申請ということでありますので、マスクをどのような計画でその機械を導入してつくっていくのかといったことをお聞きした上で選定をしていくということになると思います。

市川委員

これは選定をするのは、皆さん方のところで選定をするということですか。

有泉成長産業推進課長 補助事業の採択でありますので、県において選定をするということになります。

市川委員

ありがとうございました。

続いて2番目なんですけど、そこでつくったマスクは買い取りをしてくれるということなんですけど、全てつくったマスクは買い取りしてくれるんですか。

有泉成長産業推進課長　こちら、経費算定上のことを申し上げますと、先ほど目的のほうでこちらのマスクは感染症指定医療機関等で使用されるマスクについて製造していただき、買い取りを行うと申しあげました。こちらの必要量が月当たり25万5,000枚と承知しておりまして、これを超えるマスクについて月当たりで生産していただくということ。機械事業者などに取材いたしまして、1台当たり月に28万8,000枚の製造が可能であるということ承知しておりますので、月当たり28万8,000枚、その1年間分の買い取りを予算で計上しております。

市川委員　ありがとうございました。

永井委員　今の市川委員の質問にちょっと関連して、もう一点だけお伺いしたいんですけども。

先ほど、どの企業でも公募で参加できるということだったんですが、上限7,500万円だというふうに課長さんに御説明をいただきました。この7,500万円上限でやるこのお金で、まずどれくらいの、今の28万8,000枚掛けるあれを、4分の3の補助でできる年間のマスクの供給見込みをまず伺ってもいいですか。

……じゃあ、質問を変えます。

この7,500万円、公募で選ぶのは1社だけってことですか。

有泉成長産業推進課長　失礼しました。

先ほどこのマスク製造の目的は、感染症指定医療機関等の備蓄をと申しあげました。こちらで月に必要とするマスクの量が25万5,000枚であります。それで、機械1台購入して製造いたしますと、それを超える28万8,000枚は製造可能と考えておりまして、1台分の経費を計上したということでございます。

永井委員　1社ですね。

有泉成長産業推進課長　1社を想定しております。

永井委員　新聞報道でもあったんですけど、今この不織布マスクをつくっている会社、県内になくて、その1社をとということなんで、いろんな企業、今どの企業でも大丈夫なんですかってことを市川委員が聞きまして、参加ができるということなんですけども、ある程度の目星がついてないと、この7,500万円って額もなかなかこう出てきづらいとは思いますが、これ、想定している企業というか、例えば今全くこれをつくったことがない企業が当然みんなやるわけですから、どういった企業、ある程度の目星が多分ついているんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

有泉成長産業推進課長　どの企業でもと申しあげても、企業さんですとか、補助事業採択の際には、ある程度製造業の御経験があり、それから、マスクの機械、あるいは原料、この辺の調達見込みなども伺った上で、マスク製造にふさわしい企業を選定していかうと考えております。

(がんばる商店街支援事業費補助金について)

早川委員　産の2ページの上から二つ目、がんばる商店街支援事業費補助金について、まず聞きます。

これって、当初予算でたしか地域商店街の活性化事業っていうのがあって、似

たような補助金が幾つかあったと思うんですよ。それにもかかわらず、なぜここであえて6月補正に計上して、まあ、増額になっていると思うんですけど、増額しただけじゃなくて、現行制度と比較して、何か工夫した点とかありますか。お願いします。

一瀬産業労働部次長(産業政策課長事務取扱) お答えいたします。

計上の理由でございますけれども、やはりコロナウイルスの影響で大きなダメージを受けた特に小さい商店等々ございますので、こういった商店が、もう取り組みを始めているところもあるんですけども、集客とか、売り上げの回復をするのが今だということで、早く対応したいということで、予算計上しております。

現行の予算との比較でございますけれども、現行の予算は市町村が第一の受け手になりますので、少し機動性に欠けるということもありますので、商工会等を補助先に加えて機動性を増したような形になっております。

また、補助率も3分の1から4分の3に引き上げまして、負担軽減を図って、多くの補助先で当事業が活用できるように改善したつもりでございます。

早川委員

今答弁で機動性とか持たせるために、商工会を窓口にしたと思うんですけど、これ、本会議で、臼井議員ですかね、質問があって、飲食店が行うテイクアウトのデリバリーとか、そっちの質問にも関連するのか、SNSっていう、そんなことがあったと思うんですけど、具体的にどんな範囲の事業とか、手続なんですけど、例えば民間の動きで、これ、渡辺委員長と私の地元で、ウーマーイーツっていうのがありまして。馬が弁当をデリバリーすることとか、あるんですよ。あと、今私たち議論しているのは、5合目が、山小屋とか、だめなので、山小屋の人たちが街中で富士山グッズを売るとか、吉田のうどん屋さんが都会や甲府に出てきてやるっていうような、そういう事業をやっているんですけど、こういった任意の民間の団体にも適応できるのか、伺いたいんですけど。

一瀬産業労働部次長(産業政策課長事務取扱) この補助金についてでございますが、ほとんど集客のイベントとかキャンペーン、あとは地元の特産品を活用しました新製品の開発ですとか、あとはインターネットを活用した情報発信などの、かなりの、ほとんどのソフト事業に対応しております。今、委員がおっしゃっていただいたようなそういったアイデアもこの補助金の対象になります。

早川委員

もちろんそういったところ、商工会通してっていうようなイメージだと思うんですけどね。

もう一つ、このインターネットっていうことで、今ネットのいろんな販売が盛んで、他県や、他の市町村に地域の特産品を、市町村がモールをつくったり、広島県では県が600種類のひろしまモールっていうのをつくってやったんですけど、これ、補助って書いてあるんですけど、そもそも本県はまずモールはやらないのかっていうのと、あとは市町村のそういうショッピングモールの物産展みたいなものに補助ができるのか。

それをあわせて伺います。

一瀬産業労働部次長(産業政策課長事務取扱) ショッピングモールでございますけれども、たしか本県においても観光推進機構のホームページで富士の国やまなし特産品モールというような名前のものでございまして、それでも取引できると認識しております。

あと、今の広島の例とか、ちょっとまだ内容を確認していませんが、そういっ

た他県の例を参考にしながら、先ほど産業振興課長のほうでも予算の説明があったように、組合のECサイトとか、そういったものの充実も図りますので、総合的に考えていきたいと思っています。

(新型コロナウイルス感染症対策中小企業経営革新サポート事業費について)

早川委員

ぜひ、こういう時代なので、そういうことを積極的に進めていただきたいと思っています。

続いて、隣の3ページの一番上、マル臨の新型コロナウイルス感染症中小企業経営サポート事業について。

これ、本会議で渡辺委員長、質問したと思うんですけど、コロナのピンチのものをちょっとう、経営革新したりっていう補助事業だと思うんですけど、ちょうど我々の地元で郡内織物のチームが景気に左右されない医療衣服ということで、先週厚生労働省、80万着買ってくれまして、非常にいい事例が出ているところです。そこで、我々、ちょっとその計画を進めるのに、やはり商品を企画するのはいいんですけど、どこに売っていったらいいとか、医療の観点で相談したいとか、専門家の相談相手がほしいってところが非常にあったんですけど。

この事業の1番目に専門家派遣事業ってあったと思うんですけど、そのとき、知事が答弁した、新商品の開発とか、販路開拓とか、経営の効率化っていう答弁があったんですけど、项目的なことじゃなくて、どういう取り組み、企業はどのような取り組みについて行ったら支援してくれるのか、具体的にもうちょっとわかれば教えてもらいたいです。

有泉成長産業推進課長 御質問の新商品開発等につきまして、想定している支援の対象、具体的に申し上げますと、新商品開発であれば、自社技術の新たな事業分野への展開、これの検討から、商品の企画ですとか、あるいは試作品の製作、新商品開発ですから特許など知的財産権の確認なども支援の対象と思っております。

販路開拓であれば、商品パッケージですとか、ラベルの検討、ホームページですとか販売サイトの構築、それから商品の強みの整備からブランドの構築、販売先、展示会などの紹介などが挙げられます。

それから、企業経営効率化という項目もありましたが、IoTを活用した生産工程の改善ですとか、必要に応じた老朽した設備の改善。それから、企業活動効率化に向けた社内会議の見直し。例えばメンバーですとか、資料をこうしたほうがいいんじゃないかといったことについても支援していくことを想定しております。

早川委員

丁寧に回答していただいて、結構細かいフォローだと思っていて、12人の専門家を派遣するっていうんですけど、ちょっと課題は、専門家が一人や二人訪問して、その専門家1人に任していると、いろんな観点で課題が解決しないっていう事例が、私はそう思うんですよ。なので、最初にこの専門家を派遣してからその後より、どういうふうに進めていくかですね。そこが課題だと思うんですけど、いかがでしょうか。

有泉成長産業推進課長 委員御指摘のとおり、個別の、数の少ない専門家派遣では、確かに解決策を導くのに課題も、問題もあるかと思えます。解決策の検討から支援までのプロセス、どのように考えているか申し上げますと、まずはその企業さんを担当する専門家を決めまして、課題ですとか企業意向を聴取いたします。おっしゃるとおり専門家が12人おりまして、業種としては、機械電子、医療機器、農産物加工、観光など、幅広く御用意しておりますし、分野別には、商品企画、マーケテ

イング、ブランド構築ですとか、企業活動へのIoT導入などに対応する人材をそろえておりますので、まず担当者を決めます。その後に、これは専門家全員に加えまして商工会ですとか金融機関など13の支援機関が一堂に会するサポート連携拠点会議というものを開催しまして、その企業の事情を聴取して、支援の方向性や方策をみんなで協議をいたします。その協議の結果をもとに、必要に応じて複数人の専門家チームを編成して、最適な専門家を適時に派遣することとしております。

例えば、新商品開発でしたら、開発業務にたけた方っていうのはいらっしゃる。それから、ホームページ開発が得意な方、企業さんの意向で対面販売をやめてそろそろサイト構築による販売をしたい方、今話題の電子商取引、いわゆるEC、これは得意な方がいますので、チームを組みまして、適切な段階で支援に赴くということとしております。

早川委員

非常に丁寧にサポートしてくれるっていうことはよくわかるんですけど、ちょっと求め過ぎかもしれないんですけど、2のこの補助金ってありますよね、100万円ですか、これ、1のその専門家に、派遣した案件に対して行えると思うんですけど、専門家の派遣って、この補助事業のように次の支援につなげていくっていう、さらに展開していくっていう意味があると思うんですけど。

そこで、さらに専門家派遣や、先ほど答弁にあったサポート連携会議に基づいて、次の段階に出口っていうか、より具体的につなげていく必要があると思うんですけど、そこについての考えが大切だと思うんですけど、それを最後にお伺いして、終わります。

有泉成長産業推進課長 委員おっしゃるとおり、専門家を派遣しただけではやはり課題解決、なかなか難しいと。2に記載しているような補助金など、次の段階の支援に展開していくこと、これも専門家派遣の重要な意義であると考えております。

2に記載した補助金から申し上げますと、こちら、専門家を派遣しまして、その結果やはり事業の可能性調査だとか、市場調査、試作品の製作など、こういったものが必要じゃないかという考えに至ったときに幅広く活用していただけるものでありまして、御質問のように次の段階の発展した支援としてお使いいただけるものです。

このほかの例を申し上げれば、商品開発に関しては、開発上検査など専門機関の紹介が必要な場合には、産業技術センターですとか、大学等の研究機関の紹介もしますし、パッケージ等のデザイナー、これを探したいという場合には御紹介もすることができます。

それから、先ほど挙げた項目ごとに申し上げれば、販路開拓で支援をしていった結果、販売先の担当者の紹介が必要であればいたしますし、中には営業活動に同行する場合も想定しておりますし、展示会ですとか商談会に自分のところの商品、どういったプレゼンをしていけばいいのかといった内容面まで踏み込んで、具体的な支援をすることもございます。

(不織布マスク供給体制強化事業費について)

小越委員

何点かお伺いいたします。

最初に、先ほども質問がありましたマスクの話です。産の3ページです。1社ということなんですけども、この1社というのは県内の中小業者なのか、それとも今つくってたんであれば、全国でつくっている会社も含めて公募するのか。工場というのは県内に建設するのか、もう既にあるということなんでしょうか。

有泉成長産業推進課長 事業所は、県内中小企業者を考えておりまして、製造拠点も県内と考えております。

小越委員 ということは、新たに建設工事、工場を建設するってということではなく、今あるその工場の中にその機械を入れるってことで想定しているってことでよろしいですか。

有泉成長産業推進課長 そのとおりでございます。

小越委員 そこでつくったものを25万枚、医療機関に提供するってことなんですけど、それが次の年になるって話なんですけど、そのマスクは、その1社でつくった25万枚を全て県が買い取るってということなんですよね。そうしますと、それは、来年も再来年も、随意契約のように、その1社がずっと契約して、買い取りするってということになってくるんですか。

有泉成長産業推進課長 買い取りは、1年間分、先ほど枚数申し上げられなかったんですが、経費の算定上345万6,000枚、ここの分までを買い取る予算でございます。ですので、来年度以降も継続してっていうものではありませんで、ここに計上しておりますのは1年間分ということでございます。

小越委員 ということは、その会社が7,500万円で機械を買ってつくるっていう、それはすなわち買い取りをするとか連動してくるってことですよ。それも含めて公募にかけていくと思うんですけど、それが1年に345万6,000枚のうち幾つか使うかもしれませんし、使わないかもしれませんけど、そうしたら、来年はまた備蓄するってことでいきますと、また新たに会社に公募をかけてやるのか、いや、この同じ会社がずっと随意契約のように買い取っていくのか、教えてください。

有泉成長産業推進課長 マスクの必要な状況というのが、期間が経過するにつれて刻々変化をしていくものだと考えておりまして、本予算案では、現時点で1年間分のマスクの備蓄を図ろうというものでして、それ以降については、またマスクの需給状況ですとか、必要量など勘案して、決定していくものだと考えておりますので、本予算案では1年間分ということにしているわけでございます。

(企業立地対策費について)

小越委員 これからマスクつくっていく会社がふえていく中では、来年度以降になりますと、随意契約ではなく、しっかり公募かけて、競争入札もかけていただきたいと思えます。

産の4ページですけど、企業立地対策費、先ほどテージケーのお話が、たしか5億って言ったんですけど、4社という説明がありましたので、4社のお名前と、それから金額、そこ、まず教えてください。

有泉成長産業推進課長 4社申し上げます。

まずは株式会社テージケー。こちら、予算計上額は5億円でありまして、債務負担行為のほうで、翌年度8,797万1,000円となっております。

それから2社目。甲信越エア・ウォーター株式会社。こちらが1億500万円でございます。

それから3社目。シミックファーマサイエンス株式会社。こちらが4,437

万2,000円でございます。

それから最後、4社目。アドバンステクノロジー株式会社。こちらが725万3,000円でございます。

小越委員 それぞれの会社の、今回によって雇用がどのくらい創出されるのか。たしか本会議のときに、部長が、前は県内雇用だったのを外からの雇用っていうのもあったんですけど、県内と県外の雇用の数がわかったら、そこも教えてください。

有泉成長産業推進課長 会社ごとに申し上げます。

まず1社目、テージーケーでございますが、こちら、増加雇用者、これ、予定でございますが、全部で105名でございます。うち県内増加雇用が81名でございます。

それから、甲信越エア・ウォーター。2社目。こちらが増加雇用者数、県内増加雇用者数、ともに10名であります。

それから3社目、シミックファーマサイエンスも、こちら両方とも10名。

最後、アドバンステクノロジー株式会社、増加雇用うち県内増加雇用者数、ともに7名でございます。

小越委員 単純に140人近くの方が雇用されるってことなんですけど、これは山梨県に雇用の創出を図るっていうことも大きな目的だと思いますので、県内の雇用、105人のうち81人だから、残り20人ぐらいの方々は外からっていうか、東京、山梨県外から来るっていう方々が、ここに、山梨に定住していただくっていうことも含めて、雇用の創出を図っていただきたいと思います。

(労使関係調整費について)

最後に、産の9ページです。

労使関係調整費、新型コロナウイルス感染症対策休業助成金、432万円ですけども、これ、2月補正で実施しているものに、今回432万円増額するんですけども、これまで690万円のうち実績について、人数、金額、できましたら月ごとにわかりましたら教えてください。

渡辺労政雇用課長 新型コロナウイルスの休業助成金の実績についてお答えいたします。

令和元年度においては、件数では15件、39万6,000円。

それから、令和2年度においては、6月25日時点で、支給件数5件、23万6,000円となっております。

全体といたしまして、支給20件、63万2,000円となっております。

月ごとでございますが、令和元年度においては15件、39万6,000円が3月分でございます。

支給件数でいきますと、令和2年度においては6月に支給しております。5件が6月分でございます。

小越委員 それで、今回432万円を増額して、全部で1,123万円ですけど、これは何月までの見込みになっていきますか。

渡辺労政雇用課長 9月30日までを見込んでおります。

小越委員 これからどうなるかわからないんですけども、状況が、690万円のうち執行されたのが63万円ということですよ、今まで。690万円の既定予算のうち63万円だと。この対象が、公的給付がされない方々に対してということなので、

それも1日4,000円っていうことですので、690万円に対して63万円の執行となりますと、予定よりもかなり割合的には利用されている方が少ないなどというふうに思うんですね。

そして、今度そこに432万円を足すと、1,100万円ということで、今後の見通し、わからないですけども、4,000円じゃなくて、プラス2,000円上げるとか、3,000円上げるとか、そうしませんと、せっかく作った予算が残ったときには、国に返すようなことになったら、しっかり来ているわけですから、休業補償、なかなか4,000円では少ないこともありますので、もっとさかのぼってもこの金額がだんだん残るようでありましたら、2,000円アップして6,000円にするとか、8,000円にするとかっていうことも検討していただきたいと思うんですが、今後の見通し、どのようになっているのでしょうか。

渡辺労政雇用課長 まず小越委員御指摘の既定予算、産の9ページでございます。既定予算690万7,000円に対して補正額が432万4,000円でございますが、コロナウイルスの休業助成金に係る部分につきましては、真水として432万4,000円でございます。これにつきましては、4月に感染の状況を判断いたしまして、その状態で感染が続くものとして、9月までに108人ぐらいは申請するのではないかという予想を立てております。4月までの申請数に応じまして9月までの申請数を見込んでいるということでございます。このように見積もりまして、432万円ということでございます。

小越委員 108人見込んでいたけど、申請したのが27件だと。見込みより大幅に少なかったわけですね。それは公的な、違う公のものが入ってきたりしたこともあるので。そうであれば、またこんなことでいきますと、不要額がかなり残ってしまうかもしれないんです。どうしてそうなっているのか、使い方が悪い、周知徹底が悪いのか、いや、公的のほうがしっかりできているから少なくて済むのか、そこも含めて、もう少し増額するですとか。そこをしないと、せっかくの国からの補助金が大幅残ってしまうことになりますので、必要な方にはしっかりいくように、そして、プラスアルファも含めて、4,000円じゃなくて6,000円にするとか、8,000円にするとかぐらいの検討をしていただきたいということです。

いかがですか。

渡辺労政雇用課長 4月に見込んだペースよりだいぶ感染状況が落ちついてきておりますので、今現在はこの申請件数にとどまっているものと思われませんが、今後感染の状況によりましては、また申請件数が伸びてくることも予想されますので、その分に対してしっかりと必要な方に行き渡るように予算を使ってまいりたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第76号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正及び第3条債務負担行為の補正

質疑

(労使関係調整費について)

小越委員

産の3ページです。労使関係調整費、新型コロナウイルス感染症対策の、これ雇用調整助成金と、それから今度雇用調整助成金ではなく、休業している労働者の皆さんへ直接支払うのと、この相談だと思うんですけども、たしか6月30日まで、雇用調整助成金の相談も各地でやっていると思うんですけども、その人数です。

それで申請がどのくらいあったのか、参加している方々からどのような声があるのか、まず教えてください。

渡辺労政雇用課長 雇用調整助成金の相談会を実施したこれまでの実績について申し上げます。これまで、6月24日現在で、合計176事業所に対して相談を実施いたしました。

失礼いたしました。訂正させていただきます。実施済みにつきましては、6月24日までで、168事業所に対して実施をしたところでございます。

小越委員

168事業所は、多分雇用調整助成金の相談だっていうふうに思うんですけど、当初は大変な書類がいっぱいあって、大変だったってことも聞いているんですけど、だんだん書類が少なくなってきて、小規模のちっちゃいところはかなり書類が少なくなってきたって話も聞いてんですけども、相談の件数がこれからは減ってくとか、ふえてくとかいう見込みはあるんでしょうか、雇用調整助成。

だんだんそんなに社労士さんがいなくてもできるんじゃないかっていう声もあったり、ちっちゃいところはその書類を整えるのが大変だっていうこともあるんですけど、いかがですか。

渡辺労政雇用課長 相談件数の今後の見込みでございしますが、雇用調整助成金は1回申請をいたしますと、翌月からは必要な書類が大分少なくて済むという状況があり、既に多くが1回目の申請をされていると思われることから、そういう意味では、それほどふえないと予想されますけれども、小越委員御指摘のとおり、まだまだ申請できていない方もいらっしゃるかもしれません。そういったものについては、今後中小の事業者の方から相談があるものと理解しております。

小越委員

これまでは雇用調整助成金、企業が申請して、企業の話だったんですけど、この企業が申請しなくても労働者の方々が申請できる、マックス33万円でしたっけ。その相談もこれでやるということですよ。

そうしますと、今までは会社の方が行けばよかったかもしれないですけど、個人がそこに相談に行くというのは、大変だと思うんです。それに自分が対象になっているのかどうなのか、もしかしたら、雇用調整金助成金払われているかわからないし、そんな方々にPRするっていうのは、どのようにやっていくんですか。

渡辺労政雇用課長 小越委員がおっしゃっているのは、今度労働者が直接国に申請できる休業支援金のことだと思います。こちらにつきましては、相談体制を確保して、1カ所に相談員を配置いたしまして、電話相談、それから必要に応じては面談ということで対面相談に応じる予定になっております。

PR方法につきましては、県ホームページで広報することはもちろんでござい

ますけれども、各労働相談窓口とか、それから県の広報誌等でも広く労使の方に行き渡るようにPRをしていきたいと思っております。

小越委員　　そういうものって1カ所で全てできるようにするとなりますと、6月30日まででありましたけども、7月、8月もどぐらいその相談所を設けていくのか、そしてここにもう一つ、社労士さんによる訪問相談ってあるんですけども、訪問ってというのは、今までは来てもらう話だったと思うんですけど、訪問ってというのは、その雇用調整助成金の事業者なのか、それとも個人のほうなのか、どういうところに行くのか、誰が申請すればいいのか、教えてください。

渡辺労政雇用課長　　まず窓口をいつまでやるかということでございますけれども、当面の間といたしまして、9月までは設置していきたいというふうに思っております。

それから、社会保険労務士の訪問相談でございますが、これは主に雇用調整助成金のほうを想定しております。

小さい中小の事業所の方はなかなか来れないとかいう方もいらっしゃると思いますので、そのところは社会保険労務士が、いまだに申請ができてないという方については、丁寧にやる必要があると理解いたしまして、社会保険労務士の方を派遣して、雇用調整助成金の相談に対応していくというふうに考えております。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第2－8号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

永井委員　　この請願については、継続審査でお願いしたいと思います。

理由は中小企業小規模事業者支援の充実強化については、全国都道府県議会議長会でも、昨年度政府に対し、提言を行うなど、総合的な経済対策として取り組んでまいりました。

現在、新型コロナウイルス感染症による雇用、経済への影響が大変厳しい状況にあり、今は官民挙げて、まずは雇用を守り抜くことが最優先課題であると思っております。

これらの状況を踏まえ、県民の皆様方の意見も十分に伺い、中小企業、小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮しつつ、慎重に判断する必要があると考えますので、本請願は継続審査とすべきと考えます。

小越委員　　採択すべきだと思います。

請願書にもありますように、最低賃金、東京は1,013円、山梨県は837円。山梨県は首都圏にあるといいながら、大きく開いております。東京への一極集中から地方への移住を推進するためにも、全国一律の最低賃金制度が必要です。

生活費が東京のほうが高いといいますが、この請願にもありますように、ひとり暮らしするには22万円、最低賃金1,500円が必要だといわれており

ます。地方に行けば、車の維持費、車のお金、かかります。そうはいつでもコンビニでのおにぎりはどこ行っても同じ金額です。かかる経費は、生活費は、地方も東京もさほど変わりません。

国はこれまで毎年最低賃金を引き上げてきました。

各政党も1,000円、1,500円にという声は、多くの政党からも上がっております。

今回のコロナ状況の中で、雇用優先という声も上がりますが、コロナだからこそ、生活費の減収が深刻な労働者にしっかりと補填するのが筋だと思います。

これは中小企業への負担を減らすために助成金を国が中小企業に出すこと、そして生活費を最低賃金を確保することが肝要であり、この請願は妥当であり、裁決するべきだと思います。とりわけ今、最低賃金の審議が国で行われておりますので、この機会に山梨県として、最低賃金を引き上げる、山梨県から声を上げることが大事だと思いますので、採択するべきだと思います。

討論 なし

採決 起立多数により、継続審査すべきものと決定した。

## ※所管事項

### 質疑

小越委員

(持続化給付金について)

何点かお伺いいたします。

最初に、持続化給付金の問題です。持続化給付金について、知事は大体申請が終わったじゃないかっていう話もあるんですけど、これからまだまだ景気が後退していくような状況もある中で、持続化給付金、今後の見通しについて、どのようにお考えか、まず教えてください。

一瀬産業労働部次長(産業政策課長事務取扱) お答えいたします。件数については、給付金の今までの申請ですとか、給付した件数、全体の総数しか国でも示しておりませんので、推測するしかありませんけれども、例えば、大手信用調査会社の東京商工リサーチの調査結果によりますと、4月の時点で、売り上げが前年と比べて50%以上落ち込んだ企業が18%というような数字が出ており、これを本県の事業者数で割り戻しますと、4月の時点で、7,500事業所というのが1つの目安であり、これが今後12月までありますので、5月から12月まで、これが本当に厳しいところは4月までに支給を受けてしまったと思うんですが、これが少しずつ積み上がるようなイメージを持っております。

小越委員

持続化給付金はこれで終わったじゃなくて、まだまだこれから申請がふえていくと思っております。そして200万円だけじゃとても足りないっていう中では、今後さらに上乘せが必要だと思っています。

もう一つ、雇用の問題ですけども、本会議で、知事が169人、解雇・雇いどめになっているというお話がありました。失業手当の認定者もふえていると思うんですけども、今後、山梨県の雇用の状況です。解雇や雇いどめがどのように推移してくと想定というか、見通しがあるのであれば教えてください。

渡辺労政雇用課長 5月末に山梨労働局が発表した令和2年4月の労働市場に関する指標は、有効求人倍率が1.11倍となるなど、雇用情勢は弱い動きとなっております。  
今後、5月の指標が発表されると思いますけれども、厳しい状況が見込まれるというふうに予想しております。

小越委員 厳しい状況が見込まれるのは当然だと思うんです。今、何とかつないでも、この夏のボーナスがどうなるのかわからない、それからこれからもっと売り上げが下がっていく、建設業などは、4月、5月に受注の営業をしてなかったから受注が少なくなっていくとなりますと、これから雇用の心配がさらに拡大してくると思うんです。

そうなりますと、雇用調整助成金、持続化給付金もそうですけども、手当てをしっかりとしなきゃいけないと思っています。

そして首切り、いわゆる解雇させないために、しなきゃいけないと思うんですけど、1つ心配なことは、例えばタクシー労働者。タクシー労働者は歩合制賃金の採用でして、手取りが3万円、5万円とかいう話も聞いております。

タクシー業者は、休業していただければ、「休んでください」と言えば、雇用調整助成金があるかもしれない。でも休業しないでとにかく出勤させる。そうしますと、売り上げが歩合制でいきますと、今、なかなかタクシーを使う人が少ないので、3万円、5万円しか収入がない。そうしますと雇用調整助成金ももらえない、収入もない、こういうやり方でいきますと、タクシー労働者は本当に困ってしまうんです。

こういうところに雇用調整助成金を支給したり、また本人が手当をもらえるようにするためには、会社が休業してもらわないとだめなんです。そのような指導を雇用調整、雇用を確保するために、どのように考えているのか、そういう状況があるのか、つかんでいるのかを教えてください。

渡辺労政雇用課長 小越委員の雇用調整助成金のタクシー労働者の活用についてですが、現在はタクシー運転手さん関係でどの程度申請があったかと、件数については承知しておりません。

相談会には、交通関係の事業者さんにも出席をしていただいております。

今後、出勤をしているけれども、休業扱いでないということで実際は収入が減ってしまっているという方の、労働者の相談につきましては、県民生活センター、労働局と連携いたしまして、各種の労働相談窓口で状況をお伺いするとともに、情報収集を行って、取り組んでまいりたいと思っております。

(やまなしグリーン・ゾーン認証制度について)

小越委員 ぜひそういう方々も救っていただきたいと思っております。

休業してないと手当もらえないので、でも仕事行っても全然お金にならないという方いますので、そこをしっかりと手当してもらいたいし、周知してもらいたいと思っております。

最後に、グリーン・ゾーン構想認証制度について、お伺いします。

グリーン・ゾーンの認証制度で、認証を付与するのが、たしか産業労働部ですので、業務委託、企画提案募集は、産業政策課がやっておりますので、ここをお聞きしたいと思います。

業務委託をして、東武トラベル何とかとかに業務委託されたというふうに聞いております。

まず、何件くらいの方々がこの認証をとると予定されているのか、対象件数と、想定される認証をとろうとしている方がどのくらいいるのか教えてください。

一瀬産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） お答えいたします。

このグリーン・ゾーン構想の認証の対象ですけれども、コロナウイルスの感染症の影響が大きい飲食店と宿泊施設ということで、これらは県内に約5,000件ありますので、これを目指して、認証をしていきたいと考えております。

小越委員

本会議で質疑をしたときに、それは認証ではなく、いろんな設備や改修のところの助成はどのくらいですかって言ったら、5,000件っていうふうに、たしか知事が答えたんですけど、この認証するっていうのと、それから設備の改修っていうのは、認証をいただくためには、設備改修する。設備改修するためには、認証がセットになっているという理解でいいんですか。

一瀬産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 今回の本会議のお話ですけれども、5,000件ということで、これはたしか観光文化部のキャッシュレス決済とか、備品の整備をフォローするような事業の数ですので、こちらのほうが多いと思います。

その中から、認証をしていく、その中からというか、その備品の整備を行ったところでもいいですし、整備を行わなくても、その基準に適合した事業者を認証することとなりますので、その本会議との数は一致しないと思っています。

小越委員

とりあえず、最初に飲食業と宿泊業の認証を始めるって言ったんですけど、他の業種にも広げていくとなりますと、それの他の業種も含めて、この業務委託されたところがやるということではないでしょうか。

一瀬産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） ちょっと説明が足らなかったんですけど、この認証にかかわるその委託業務は、飲食店と宿泊施設のみでございます。

先ほどの観光文化部のほうの事業は、宿泊業、飲食業プラスアルファで小売業も入っていますので、数は多くなっていると認識しております。

小越委員

それで業務委託仕様書を見ますと、どのくらいの認定をするのか、認定するのに必要な人員ということで、この業務委託の仕様書に書いてあります。

契約日から6月30日までに、月に大体、6月30日、もう終わりですけど、最大月に25件。7月、8月は、最大250件。9月から12月は100件。1月から3月は25件ってなるんです。これ単純に足し算して、最大ですけど、この6月30日から3月31日まで、1,000件しかないんです。

先ほど宿泊と飲食店、5,000件って言ったんですけど、じゃあ、1,000件くらいが、この認証制度をとるんじゃないかというふうに見込んでいるという理解でよろしいのでしょうか。

一瀬産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 当然仕様書ということで、それを最低限、委託業者にやっていただきたいという数が見せておりますので、これも委託業者との話し合いだと思いますけれども、それ以上、プラスアルファの分も考えて交渉はしていきたいと思っています。

小越委員

そうしますと、5,000件のうち、これ足し算すると1,000件ですよ。だから大体2割ぐらい、5,000件の対象のうち、グリーン・ゾーンの認証をとるであろうというお店、飲食店や宿泊、大体2割ぐらいしかないだろうという見込みだと思うんです。

今、最大250件ですから、200件か100件かもしれないし、250件を

超えて、月に500件もやるとなると、この2,500万円の委託費、とても無理なわけです。もっとお金出さなきゃならない。

どうしてこんなに少ない1,000件程度っていうふうに見込んでいるんでしょうか。

一瀬産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 5,000件を目指すと言いますが、5,000件が宿泊業と小売、飲食業の全ての軒数ですので、これ全てがことし中に認証が完了するとは考えておりませんので、それを目標とするということです。予算のこともありますので、そういった最低限の数値を仕様書には載せていただいたということになります。

小越委員 2,500万円で1,000件すると、1件当たり2万5,000円なんですよね。訪問して、実地でその場所を確認しなきゃいけないので、かなりお金がかかるかと思うんですけども、もう一つ聞きたいんですけど、このグリーン・ゾーンの認証するときに、取り消しも更新もあると。それから消費者の皆さんからSNSを通じて、いろいろな声が入ってくるっていうんですけど、そのSNSを通じて、消費者の皆さんからの声が入った。そしたらそれをもって現地に飛んで再確認するとか、認定取り消しをこの委託された方々がすることができるんでしょうか。

一瀬産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 委託先の業務といたしましては、まず申請を受けます。次に基準に適合しているかどうか、実地検査をして、その調査結果を県に渡していただいて、県の所管部局がそれを認証するというような流れになっておりますけれども、申請書の提出直後に行われる実地検査とは別に、何カ月かたってから抜き打ち的な形で確認をしていただきます。そのときは、基準に沿ってなければ、また県のほうで注意喚起するというような格好になるかと思えます。

小越委員 消費者からいろいろなSNS上に、評価、判断するってことが書いてあるんですけど、それも委託業者がその消費者からの書き込みのことを知って、そこはもう1回再度適合しているかどうか見に行くっていうことになるんですか。その取り消しするときの順番です。それからそのSNSを通じて、消費者から来た判断を、この委託業者がどこまで使うことができるのか。いや、使ってはいけないのか。その個人情報のことも含め、どうなっているんですか。

一瀬産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） SNSとおっしゃいましたけれども、グリーン・ゾーンの認証を受けましたらば、QRコードが付与されて、そのQRコードを例えばスマホでかざしますと、店の情報が出てくるというようなシステムになっていて、そこに御意見いただくというようなこともあろうかと思えますけれども、それは当然、例えば、基準に反して営業してたような場合は、やはりそれを委託業者から、私どもの県のほうにお知らせいただいて、対応を考えるというような、あくまで県が認証するものですので、その時点で対応を考えるというような流れになるかと思われます。

小越委員 グリーン・ゾーン認証手続フローによりますと、認証マークQRコード付与のときに、「認証事業所及び取組内容をウェブ等で確認。利用者が評価を投稿（非公開）が可能な情報システム」、そこをフォローアップするに当たって現地調査があるんですよね。なので、この消費者の書き込みっていうのが、いいものもあ

るし、いろんな主観で書きますから、どうなるかわからないわけですよ。ある意味、そこのお店屋さんをターゲットにして、いろんなことでできてしまうことも含めると、この扱いは非常に心配だと思っているんです。

それが公にしないってことは、それをもって、この業務委託された会社が、それだけを見て、取り消ししないようにしていただきたいと思ってるんです。

個人情報取り扱い、それから消費者の方々のいろんな応援の意味もありますし、違うことに使われる可能性も心配ですので、そこはしていただきたいと思っています。

このグリーン・ゾーン認証制度が飲食店と宿泊施設で、3月末までとはいっても、3月末までにいろいろやらなきゃいけない中で、1割、2割ぐらいしか想定していないってことは、やはりなかなかこの認証制度をとりにくいし、メリットがなかなか見えてこないということが業者の方々からあるんだと思うんです。

これがプラスアルファになるように、これはここの所管じゃないんですけども、グリーン・ゾーン認証制度で何かプラスになる、そしてそれがお客さんにつながるってことをやっていただきたいというふうに思います。

これはこの課じゃないのでいいです。

※第69号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(高付加価値化受注型企画旅行誘致促進事業費について)

永井委員 観の4ページの高付加価値化受注型企画旅行誘致促進事業費について伺います。ここに県内宿泊施設等を利用する受注型旅行企画の誘致ということなんですけれども、これ、県内、県外、多分支援があるということなんですけれども、その支援の内容を最初にお伺いいたします。

小泉観光振興課長 高付加価値化受注型企画旅行誘致促進事業費の内容ということで、まず御説明させていただきます。支援内容につきましては、委員の問いのとおり2種類ございまして、県外からと県内からの誘客を図ることを考えております。それから県内外からは20名以上の団体旅行を企画、そして実施していただいた事業者の方に助成として10万円。また、県内では8名以上の団体旅行を企画実施していただいた旅行者に4万円を支給させていただく予定でございます。

ただ、この企画旅行というのは、グリーン・ゾーン認証をおとりいただいた宿泊施設等を御利用いただくということで、また付加価値の高いプラン等を御用意というか、その旅行に組み込んでいただいたところを対象とするというところで予定をしております。

永井委員 この説明の中に「旅行会社と連携をして」とあるんですけれども、どのような旅行会社を想定されているのか伺います。

小泉観光振興課長 県内外全ての旅行会社を対象としたいというふうに考えておりますけれども、実際、旅行をおつくりいただくのは、県外からのお客様を誘致して連れてきていただく場合は、県外の旅行社が中心になるかと考えております。また、県内の中で団体旅行を組んでいただく場合は、県内の旅行会社が対象の中心になるかと考えております。

永井委員 多分そうなんだろうと思いますけれども、県外の旅行の方を対象にということになると、やっぱり大手さんなんかメインになって当然周知をしていかなきゃいけないので、業界で言うとJATAのほうに多分出していく。県内に目を向けていきますと、今度は先ほど課長さんがおっしゃったとおり、県内の旅行者ということで、ANTA、いわゆる全国旅行業協会のほうがメインになってくるというふうに思います。

このイベントというか施策を広く使ってもらうには、やっぱりANTAとJATAに対しての情報周知というのが必要だというふうに思うんですけれども、その辺の施策の周知に向けた方法をお伺いいたします。

小泉観光振興課長 委員がおっしゃられるとおり、県内には2つ大きな業界団体がございます。日本旅行業協会、通称JATAと、全国旅行業協会、通称ANTA。それぞれ8社、また76社というふうに傘下の旅行会社をお持ちであるというふうに伺っておりますので、この旅行団体を通じまして広く周知を図るとともに、ホームページ

ジ、また機構のネットワーク等を生かしまして、広く業界にこの企画、また実施を呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

永井委員

ありがとうございます。JATAのほうは大手なので受ける窓口というかが、人材も豊富ですし、ただ、ANTAの全国旅行業協会は、私も実はその会員の会社を運営していますけれども、こちらのほうは非常に人も少ないので、先ほどグリーン・ゾーン認証を認証した宿泊所、そして飲食店がそのツアーの中に組み込まれているという部分の中でおっしゃられたので、このグリーン・ゾーン認証が今からになります、いかに中小の旅行会社の人たちにもしっかり行き渡らせるようにするのかっていうのは、これは結構細かく全旅とやりとりをしていかないといけないというふうに思うんですが、これ多分、中小のこの旅行社に広報すると、この施策っていうのはより生きて、県内の宿泊所とか飲食店も潤いますし、県内の中小の旅行社にも十分メリットがあると。他県ではたくさんふっこう割等でやられている部分があると思うんで、ぜひその部分をきめ細やかに、そのグリーン認証の部分なんかもやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。意見として以上です。

(県内観光産業反転攻勢支援事業費について)

早川委員

観の2ページ。県内観光産業の反転攻勢、話題になっているG o T o トラベルキャンペーンについてなんですけど。これは本会議でもたしか浅川議員ですか、G o T o トラベルに対してメリットをつけるという答弁があったと思うんですけど、これに関して何点か聞きたいと思うんですけど。これ事業内容を見ると、そもそもちょっとすいません、初歩的で。旅行者に対して5,000円を支援するとあります。旅行に来るのは観光客で消費者なので、旅行者に5,000円給付してどうやってユーザーにつなげるのか。そのイメージをちょっと教えてもらいたいんですけど。

村松観光文化政策課長 まずG o T o トラベルキャンペーンについてですが、旅行代金の2分の1、最大2万円までを割引販売を行うという事業でございまして、割引いた額を国が補填するという形を取っております。

県の場合も最終的には消費者の皆さんの旅行代金が割引かれるという形になります、その形がまず旅行会社が割引した旅行を売ってもらうと。一時的に立てかえみたいになります。あとクーポンなんかも発行するということも。結果的に旅行事業者等にお金は行きますけども、消費者のほうに還元されるということで、消費の喚起につながるという制度でございまして。

早川委員

安くなるということですね。そうだなあと思うんですけど、大切なのは、全国みんなG o T o キャンペーンなので、その中で山梨を選んでもらうためには、5,000円のメリット以外にもやはりインセンティブというかなんかなきゃいけないと思って、ここに付加価値の高い商品ってあるんですけど、たしか知事所信表明で、本県の食とか伝統芸能と組み合わせるって言っていたと思うんですけど、もうちょっと具体的に、なんていうか、いいなあと思えるように具体的に教えてもらいたいんですけど。

村松観光文化政策課長 基本的には国のG o T o トラベルキャンペーンと連携という形をとりますので、国の事務局がまだきょうまで公募開始の状況ですので、まだ具体的にどうできるというのは、想定範囲を超えないのですが、例えばジビエとか富士の介とか山梨県の食材、山梨県に来なければ食べられないもの、おいしいも

のを食べてもらおうとか、あとワインと料理のマリアージュという、山梨県に来ればそういう新しい組み合わせみたいなものも体験できるとか。あるいは現地でしか手に入らない特別な地域名産のお土産を用意するとか、さっきも言いました伝統文化の体験みたいなのですね、そういうものが見れるようなオプションをつくったりとか、そのようなことで本県の地域資源を生かした山梨ならではの魅力というものを提供できればと考えております。

早川委員

魅力という話があったんですけど、先日、観光に造詣が深いデービッド・アトキンソンさんの話を伺ったときに、観光の魅力って磨き上げて工夫をしてつくり上げるもので、今ある観光資源じゃなく、つくり上げるものが魅力だっていう話があったんですけど。このアフターコロナの中で旅行とか観光の形態もいろんな多様化してくると思うんです。どういったものが売れるとか、本当に変わって行く中で研究とかが大切だと思うんですけど。

そこで2番目にモニター評価調査の実施ってあるんですけど、これがそういう調査とかをやるものなのでしょうか。ちょっと内容を含めて教えてもらいたいです。

村松観光文化政策課長 このモニター評価調査の実施というところですが、これは5,000円の上乗せとは別に、今ある山梨県の観光資源の中で、今後、高付加価値化につながるようなもの、そういうものを育てていこうというところで、事業者に委託をしまして、そういう付加価値の高い観光商品になるような観光資源の磨き上げをしていこうということで、専門家による伴走型支援というものを行って、今、単においしいものをもっと磨き上げて高付加価値化につながるようなものに育て上げていこうということで、この事業に対して最終的に1年間かけてつくり上げたものを組み込んだ旅行商品をつくって、それをファムトリップとか、つくった業者それぞれが一緒になって旅行をして評価をしていこうというのが、このモニター評価調査の実施というところになります。

早川委員

大切なことですが、多分それもいろんな県もやってくると思います。ですから何かスピード感を持つとかやっていたらいいかなと思います。

もう一点、この事業のポイントで、付加価値の高い滞在型商品を考える際に、私、特に本県の観光の場合は、週末は日本人で平日がインバウンド、外国人だと思ってしまうんですけど。今後、平日のインバウンドが期待できない中、平日の観光をどうやって埋めていくかっていうのがすごいポイントだと思うんですよ。

そこでワーケーションとか、また改めてお金持ちの高齢者の人をターゲットにやっていく。そういう、この関連の事業で平日向けの何か考えがあるのかお伺いしたいんですけども。

村松観光文化政策課長 昨年11月に策定されました観光推進計画の中でも、やはり平日観光というのは大事だというのが位置づけられていまして、特に平日と冬の観光というのが山梨県では昔からテーマとなっています。

今後は平日観光については、委員がおっしゃったとおり、どうしても土日に集中するところがありますから、平日に来られる高齢者の方を中心に、やはり温泉とか、あるいはおいしいワインをもう少し多く高齢者向けにアレンジして、PRやプロモーションをかけていきたいと考えております。

早川委員

そのワーケーションとか高齢者向けのことをやるのに、まさにインセンティブはグリーン・ゾーンだと思うんです。コロナにかかりやすいお年寄りの人が安

全に来られるとか、ワーケーションはグリーン・ゾーンが非常にインセンティブになり得るので、これはすごいリンクしてくるので、ぜひお願いしたいと。そのグリーン・ゾーンに関しては、ちょっと追加のほうでやりたいと思います。

(信玄公生誕500年記念事業費補助金について)

望月(勝)委員 観の5ページの信玄公生誕の500年に対しての事業執行ということで、これから実行委員会をつくったり、事業の内容について取り組んでいくんじゃないかと思うんですけど。その中でまず、やはりことし、令和2年信玄公祭りも今延期されたような状況でありまして、山梨県への観光客、また信玄公祭りに対するPR、イベント等のやはりそうした関心を持っている県、国内外からの大勢の人が来るわけですが、せっかくこれからこうしたチャンスを信玄公生誕の500年に対して計画をしているわけですが、その中でまず1点目をお聞きしますが、県においては、この信玄公生誕500年に対しての目標、具体的な内容について、これから実行委員会を実施していきながら、今年度の機運を高めていくということですが、この実行委員会のメンバー、ある程度業界からの相当なメンバーを入れて何人かでやると思うんですけど、そこらの状況から始まって、実行委員会の内容についてちょっとお聞きしたいと思います。

三井観光資源課長 実行委員会について御説明申し上げます。実行委員会につきましては、まずは27市町村に参加をしていただきまして、全県でやっていこうということで、既に構成員として入っていただいております。さらにはその市町村の観光協会であるとか、また商工会であるとか、それ以外にも交通機関であるとか、または経済団体であるとか、そういったところの方々にお集まりいただきまして実行委員会を設立いたしました。5月22日に設立をいたしました。コロナの影響によりまして一堂に会すということができなかつたものですから、書面により御承諾をいただきまして設立をしたところでございます。

また、現在は事業のほうも始めておりまして、既にマスコミ等で新聞等の記事にもなりましたけれども、ロゴマークの募集を7月31日を期限として、現在実施しているところでございます。

望月(勝)委員 今、御説明いただきまして、実行委員会の内容そういったものは第1回目を開こうとしたけど、このコロナの関係で実行できなかったということで出ているわけですが、これは特に山梨県全体を考えてやるときに、やっぱり今言いましたように市町村関係の行政とか今の各業界団体、そういう人たちを大いに入れてもらって、そういう人たちのやはり声を聞きながら、このせっかくの生誕500年ですから、成功させるようお願いしたいと思います。

そしてその次、また6月の補正予算で、ここに693万円という金額が載っているわけですが、この693万円で実際これから実行していくと書いてありますけど、キックオフイベントとかコンテンツの制作にかかわる問題、そしてまた、映像とかそういうものの企画を持っているわけですが、そうした中でこのロゴマークも今7月には募集してつくっていくということですが、そこらの具体的な内容をちょっと教えてもらいたいか。

三井観光資源課長 まず、この事業の内容でございます。大きな目的は、やはり新型コロナウイルス感染拡大で大打撃を受けました県内観光産業のV字回復につなげていくために行うということで、特に今年度につきましては、機運醸成のほうに努めていくということにさせていただいております。

まず、キックオフイベントでございますけれども、これもコロナの感染状況等

にもよりますが、できましたらば年が変わりますと生誕500年の年ということになりますので、令和3年1月をまずはめどとしておりますけれども、500年に当たる年でございますので、県内外に大きくPRをしたいということでございますので、その時期にキックオフイベントをしたいと考えております。

そして次ですが、映像コンテンツの制作でございますけれども、これは本県の魅力を強力に発進するために信玄公を中心に、あとは二十四将もございまして、その辺のストーリーとか、あと関連史跡等を紹介する映像コンテンツを制作する予定でございます。そしてあとはホームページ、特集したホームページ等の制作も考えているところでございます。

望月（勝）委員 今こうしたイベントの内容を第一に聞いたわけでございますが、特にこの映像の、今はよそでもやっているわけですけど、まだ新型コロナの関係がどのような状態に変化していくか、また県内にもどのような影響を与えてくるのかわかりませんが、今よそではそうした状況の中で映像を外でやったり、また車の中からそうした映像を皆さんに見てもらおうとか、大分好評のような状況も出ているわけでございますが、そこらもまた年が明けた状況の中で、この新型コロナの感じを見ながら、状況を見ながら計画を実施していくところじゃないかと思っておりますが、その辺またお願いします。

そうした中で、この信玄公生誕500年は、山梨県の今の非常に観光的にも経済的にも厳しい状況、また県民も非常に苦しんで我慢してきている状況の中で、やはり県民の山梨県全体が潤うような、そうしたイベントにさせていただきたいと思っております。その辺を具体的に聞いて終わります。

三井観光資源課長 ありがとうございます。県では令和3年の生誕500年に向けまして今年度、先ほど申し上げた実行委員会を立ち上げまして、ガイドブック、または先ほど申し上げたキックオフイベント等を開催してまいります。そして機運醸成に取り組んでいくということと、あとは令和3年の生誕500年に向けて記念事業の企画を検討していきたいと考えております。

この信玄公生誕500年が県全体で盛り上がる、そして観光関連産業のV字回復につながるように、先ほど申し上げました市町村または観光協会、またはその他構成団体等の皆様の御意見を十分に伺いながら、来年度の記念事業に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

望月（勝）委員 最後に中澤観光文化部長にお聞きしたいですけど、やはり観光部長としましてどのように生誕祭について成功に向けていくかということをちょっとお伺いしたいと思います。気概を。

中澤観光文化部長 委員おっしゃったとおり、今観光、非常に落ち込んでおります。ここからV字回復図っていかねばなりませんので、ちょうど山梨県にとっては、この信玄公の500年というのが非常にいい材料になるなと思っております。来年ちょうどオリンピックも1年延びたということもございまして、この生誕500年というのを、本当に本県の一番大きな起爆剤として県民の皆さん方、それから事業者の皆様方一丸となってしっかり盛り上げて、多くの皆さん方に山梨へ来て、「ああ、山梨いいところだねえ」ということを。そのためにはしっかりグリーン・ゾーンもやっていかなきゃなんないわけですけども。そういうふうには思っていたいて、また山梨のファンになっていただいて、またリピーターになっていただくということに取り組めるようにしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

望月（勝）委員 よろしくお願ひします。終わります。

（無尽でお助け「めざせ！みんなで100億円」キャンペーン事業費について）

土橋委員 質問を短く密を避けて時間も短くというルールがありますから、簡潔に質問するけど、簡潔に答えられてくれればいいです。

4ページですけど、無尽でお助け100億円、5億円の予算をとっている。どうすればもらえるのか説明してください。

小泉観光振興課長 この件につきましては、サポートされる飲食店側に参加の登録をしていただく必要はないんですけれども、そのサポートしようという県民の皆様方から動き出していただくというところに特徴がございます。

まず、皆様方が2名以上で飲食をしようというふうにお考えいただきましたら、その時点で、山梨観光推進機構に事務局がございますが、そちらに申請をしていただきまして、どこの店で幾ら使う予定かという登録をしていただきます。その登録をしていただきますと、登録をしていただいた方のインターネット環境のところにクーポンが送られてまいります。送られてきたクーポンを、大変申しわけございませんが印刷していただきまして、その印刷していただいたクーポン券と一緒にお金を持ってそのお店に行ってお楽しみいただいて、その場でお金も払っていただきます。

その際に飲食店は払ったお金の5%分をサービスとしてお見えになられたお客様に提供していただきまして、その提供していただいた5%分はお客様が払うのではなく、後日になりますが飲食店から山梨観光推進機構事務局のほうに請求をしていただきますと、県から5%が返るということになっております。事業開始当初は、まだ飲食店の自粛が続いておりましたので、前金でお店のほうにお渡しくださいというようなことをお願いしてまいりました。今もまだテイクアウトとか時短営業とかで夜の営業をされていなかったり、大規模の飲食等をまだ控えていらっしゃるお店があると思っておりますが、そういうお店には前金でお渡しいただいて、日を改めて来るということも可能ですが、もう営業を通常にしているよというようなお店につきましては、先ほど申し上げましたとおり、お金と御本人方、皆様方一緒に行っていただいて、当日使いもできるというようなことに今の段階ではなっております。

土橋委員 甲府の議員って結構、永井君もそうだけど無尽が多いと思います。その無尽が多い中で、せつかく5億円の予算を持ってと思って各幹事の人にこういうルールがあるからという説明をしました。内容的には先に来月分だよと置いてくつていうのが最初のルールだったから、そういうようなことも言ったんですけども、無尽って8人から大体10人くらいでやっているんですけど。3,000円予算ぐらいでやっている。かなり飲む人がいても4,000円。10人だと3万円から4万円、そうするともらえる金が1,500円。誰がこんな面倒くさいことをやるかっていうこと。

それと、特に無尽会って幹事っていうのは一回り交代でもってかわっちゃったりする。だからずっと同じ人がやっていけば少しでも浮かそうかと思ってくれるかもしれないけど、幹事さんって定期的にどんどんかわっていくし、その中で、例えば3万円使って1,500円かな。5万円使って2,500円だな、を観光支援機構まで行ってその話をして、それをインターネットで打ち出してお店へ持って行って、5%まけてくださいなんて、もちろんいろんな飲食店とかで100億円みんなが使ってくれるようになればそれは飲食店も助かるし、すばらしいこと

だと思し、5億円という金額もそうなると大きい金額だとは思いますが、無尽のルールをよく知っている人が決めたのかどうか分からないけど。今月は3人休むってわかっていたから、今月は2万4,000円でしたとか、そのくらいのレベルのところで2万4,000円って言うと1,200円か。誰がこんな苦勞をして、もう一生懸命で話したけど、やってくれる幹事さんはいなかった。正直な話、せっかく県がやったものだから、もったいないからやってくれよ、という話はしたけれど、やってくれる幹事さんが1人もいません。

私、43件無尽があって、先月も先々月もお休みだったんです。3月から休んでいるやつがあって、今月に入って4カ月ぶりに会うなんていう、今夜の無尽が4カ月ぶりになるんですけど。またその幹事さんにも言うつもりでいるけど、再開したような幹事さんとかに話をしても、ここで2万幾らかと3万円だろって、1,500円で幹事にそんなことをやってくれなんて言うと、幹事のやり手もいなくなるかもしれないし、話したけど誰も乗ってくれない。

これが現実です。

特に無尽会ってというのは、ごめんね、質問は簡潔になんて言って。一番肝心なのは、無尽の金って自分のお金じゃないんだよね。残った金はみんなで分けるとか、残った金はみんなで旅行へ使うとかっていうそういう無尽が結構多いんだけど。結局、「幹事さん、悪かったね、1年間御苦勞さまでした」なんて幹事さんに言って幹事さんをやってもらっているんだけど。1,500円とか、基本的には高くて10万円使ったところで5,000円ということですよ。10万円飲食で使う無尽なんていうのは1個もないから、間違いなく20人もいるからって言って5万円とか7万5,000円になるっていうのはあるのかもしれないけど、それで幹事さんがそんな苦勞をするっていうことはまずない。だから100億円売り上げあっても、申請は5億円、間違いなく出てこないだろうと思います。なんかあんまり無尽のルールがわからない人が決めたのかなと思いつつこれを見ていましたけど。その点についてどう思いますか。

小泉観光振興課長 土橋委員のほかにもいろいろとお叱りも受けておまして、大柴委員にも本会議でも御質問いただいた中に使いにくいというような御言葉もあって、実際、自分も使ってみていろいろと打ち出したけど面倒くさいなあというところもあるんでございますが、やはり助けてほしいお店が登録してからというようなやり方ですと、助きたいところが漏れてしまうというところがこの考え方の1つでございまして、助きたいと思うお店が入っている、入っていないにかかわらず、県内で商売をされてらっしゃる飲食店を助けられる、というところから考えを發しましたらこのような形になってしましまして、委員の皆様方に御苦勞いただくというのは大変申しわけなく思っておりますが、今、開始当初は3市、甲斐市、笛吹市、甲州市ということで、それぞれ御協力いただきまして5%ずつ上乗せをして、その3市につきましては10%ということで、先ほどの5%より若干ふえた形で還元率を上げております。また、ほかの市町村におきまして今一生懸命足を運んでおまして、一緒にやりましょうということで声かけておりますので、時期を見てまたそういうようなところの面的なサポートがふえるというようなことを、御報告できる日がくればいいなあと思っておりますので、システム自体を途中で変えるということではできませんが、また二度三度広報をしていく中で、当日使いができるということもきちんとアピールして、使い方も改めてお示した上で、なお一層のサービスの利用を、事業の利用を働きかけてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

土橋委員

今10%という話も出てきたんですけど、百歩譲って10%ぐらいだとなん

か多少動きが出るのかなあということを感じる。それで無尽をやっているお店の助けだっていう話ですけど、我々無尽をやっているお店っていうのは、ふだんでも大事にしている、もうかってもらわないと困るし、潰れては困ると思っているから、やれることであれば一生懸命やっていくけども。それをもっと簡潔にするんだったら、百歩譲って店の領収書を持って行ったらその場でこれだけくれるよ、くらいの。そうすれば幹事さんに大変な思いをしてもらう分、「おまえにやるから行ってもらってこい」っていうぐらいのレベル。無尽ってそんなもんです。そこで1,500円無尽代が浮いたからって、喜ぶ無尽会ってほとんどないというのが現状です。私がやっている無尽全てそうだと思います。ただ、幹事さんに、「この領収書を持って行けば、10パーセントくれるっていうから、たばこ代だと思って行ってもらってこい」って。会へ戻さなくていいよ、なんていうレベルの話で、店を助きたいという気持ちは我々やっているメンバーはみんなそう思いながらやっていますから。なんかせつかくやり出したことだから、5億円達成するように。例えば5%じゃあ、笛は吹いたけど誰も踊らないから1,000万円にもならない。じゃあ予算があるから10パーセントにするかとか。なんかしっかり役に立てられるような動きをしてもらいたいと思います。よろしく願います。

以上、答弁はいいです。

(県内観光産業反転攻勢支援事業費について)

小越委員

観の2ページのGo To トラベルのことでお伺いします。わかっている範囲でもいいんですけども。このGo To トラベル、まだ国のたてつけがよくわからないからだと思うんですけど、山梨にふっこう割のように幾らって来るのかとか、何人分とか来るのか、それとも全国一律で用意ドンで、北海道も山梨も沖縄も全部一緒で行きたい人がこっというふうになるのか。どちらですか。

村松観光文化政策課長 まだ事務局が決まってないので、どんな事務局がプロポーザルで提案するかはわからない状況ですが、ただ、47都道府県一律で用意ドンでやってしまうと、予算がありますから、いつその予算がオーバーするかっていうのがわからないので、恐らく事前に、第一次の配分みたいな形で来てから、全体の売り上げを見ながら調整をしていくという形になると思います。そうでないと、ある一定のところでもう予算オーバーしたかということをして47都道府県、毎日足し込んでいかないとできませんから、そんなこと多分不可能だと思いますので、事前に配分はあるものと考えています。

小越委員

そうしていかないと山梨で、この予算をどのくらい使えるのか、いっぱい来ると思ったら少なかったりということになりますけど、この3億円っていうのは、そうしますと、Go To トラベルで山梨に来る人が全部これ使うわけじゃないっていうふうにグリーン・ゾーン認証制度を当てはまらないところを使う方もいるからなんですけど。この3億円で何人泊プラスになるのか。その全体のGo To トラベルのどのくらいパーセンテージを予想しているのかわかりますか？

村松観光文化政策課長 何人泊ということは、今想定はしていません。この中には宿泊代の上乗せもありますけども、地域限定のクーポン券を考えたりっていうのもありますので、具体的に3億円のうち観光資源の磨き上げというところにも予算はあります。おおむね何人泊というよりは予算全体で幾らが上乗せ、1人当たり5,000円というのが上限で決まっていて、あとはどのくらいが宿泊に行くのか、どのくらいがクーポン券とかお買い物に回るのかっていうのは、まだ不確定のところがあ

りますので、今の時点で何人泊が上乗せになるという積算はしておりません。

小越委員 G o T o トラベルだって、G o T o イートやG o T o イベントも込みでやるんですか。

村松観光文化政策課長 いや。

小越委員 ですよ。そうしたらG o T o トラベルだとすると、そこにクーポンが必ずついてきますよね。クーポンだけとるんじゃなくて、たしか日帰りの場合はあれかもしれないけど。宿泊に3割のクーポンがついてくるわけだから、この5,000円を宿泊っていうのは、宿泊代に5,000円っていうことじゃないんですか。クーポンだけをプラスに上乗せができるっていうこと？ これでいくと。

村松観光文化政策課長 1人当たり5,000円の上限というのは、宿泊代の割引に上乗せもすることもできますし、例えば、そのうちの3,000円は宿泊代に上乗せして、あと2,000円をお土産券みたいな形でクーポンをつくらうとか、その制度は今から国とどんな形で連動できるかを確認した上でつくり込んでいく形になります。

小越委員 そうは言っても3億円割る5,000円は大体その見込みかなあと思うんですよ。それで2月補正のときに同じようなものが出てくるんですよ。2月の補正の臨時のときに、県内観光産業緊急支援事業費3億円。このときも私、質問して、5,000円の割引？ 5,000円をプラスするんだかどっちだったか。5,000円という話があって、高付加価値の商品の割引支援ということで3億円を2月の臨時補正で積んであるわけです。それと今回のはどう違うんですか。

村松観光文化政策課長 2月の補正の段階では確かに3億円で上限5,000円という事業がございました。基本的にそのときはG o T o トラベルという概念がまだなかったというところで、県単独で5,000円を上乗せしていきましよう。ふっこう割プラスという形だったんですけども。それと同じようなことをやりましようという考えだったんですが、今度「G o T o トラベルキャンペーン」というのを国がやるようになりましたので、それに上乗せをという形で、ほとんど考え方は同じものを、今度は県単独から国の事業へ上乗せという形で事業を変えたということになります。

小越委員 ということは、2月補正の3億円を財源更正してこれに差しかえたのか。いや、そうではなく2月補正の3億円は残っていて、今回の3億円、つまり6億円あるということ、どっちなんですか。事業名が違うから。

村松観光文化政策課長 財源更正に近い形で事業を変えたということになります。

小越委員 それじゃあその財源更正をされたのはどこに書いてあるんですか。予算上は、まだあるの？ 6億円なの、3億円なの？

村松観光文化政策課長 財源更正という形ではなくて、事業を新しく名前を変えて内容はほぼ同じですけども、県単独の事業から国へ上乗せという形で事業をつくりかえたということなんで、あくまでも3億円です。

小越委員 2月補正の3億円はどこに行っちゃったんですか。それは使わないで不用額でずっと残しといてしないってこと？ これ事業名が今回はマル臨って書いてあるから、2月のときと別の事業っていうふうに思えば6億円あるわけですよ。今言った話だとおんなじだから前のやつが。じゃあ、なかったということになると3億円になる。6億円か3億円かで全然金が違うんですけど、事業名が違うから、どっちなんですか。

村松観光文化政策課長 2月補正のものは県単独事業ということで、県単の事業ですので、全額不執行という形に処理すると思います。今回は国の臨時交付金がつきますので、全部国補ということで実施するということになります。

小越委員 この予算、平時じゃないけど、結局3億円は無駄だったということになっちゃいますけど、これで行くとね。ちょっとこれ不執行するっていうわけだから、これ結局決算のときに残るわけですよ。ちょっとそれはいかなものかっていうふうに思います。

それで、Go To トラベルのところに、さっきも言ったんですけど、観光庁の田端長官も言っているんですけど、今回は単なるふっこう割の宿泊費補助ではなく、そこに行った人にお金を落としてもらうのが一番の狙いだ。それでクーポンっていうのが出てきてるんですよ。で、クーポンをその宿泊のところの3割ぐらいをそのクーポンで使ってもらいたい。まあ日帰りもそうですけど。そのクーポンは電子媒体か紙媒体かっていうことになってはいますが、そこにだから全部のお店屋さん、近くのお土産屋さんですとかイベントですとか、食べ物屋さん、食品の方、全部がそこに入ってもらって、そのクーポンを使ってもらって金を落としてもらうってするには、そのような仕組みづくりです。その観光地の飲食店やイベントとか、そういうところでどのようにこのクーポンを、手を挙げてもらうようにどの程度まで進んでいるんですか。

村松観光文化政策課長 基本的には国のGo To トラベルキャンペーンと連動して、国の事務局が決まった段階で、当然県のほうも、上乘せの部分についての事務局をプロポーザルで決めるということになりますけど。その話し合いの中でどっからどういう連携ができるのか、どの程度一緒に制度的にできるのかは、今から話し合いをします。ベースは国の事務局が、各47都道府県にどういう形で3割のクーポンについての事業枠を配るのかとか、お店をどう指定するのかとか、あるいはどういう旅行会社を、ほぼ全部だとは思いますが、自分のところで自販をしている業者さんとか、あるいはネットの販売だけのところとか、今いろいろ業者さんもありますから、どこをどういうふうに入れていくかというのは、国の事務局が今から決めることですので、変な話、そこに決めたところに県は一緒に上乘せをしていくという形なので、「県独自で今どういうふうを考えていますか」と言われてもちょっとその辺は未定の状況でございます。

小越委員 だからホテルに泊まってもらう、来てもらう分はいいけど、そこでお金を落としてもらうっていうのが、今回の一番のメインだっていうふうに。そこに来て滞在型で、それにはクーポンがあって少し割り引いてもらうとか3,000円、6,000円をそこでお金を落としてもらう。それにはただ行ったんじゃないでクーポン、電子媒体か紙媒体かでクーポン券が必要だってことになっているんですよ。それにはどこのお店屋さんも私も参加しますよ、私もありますよっていうことをその観光連盟や商工会議所のところで、私も私もっていうふうにしていただかないとお金が落ちてこないわけですよ。

宿泊のとこだけじゃなくて、そこにお金を落としてもらうため。その仕組みづくりが、やっぱり一番このG o T o トラベルの肝みたいなことになっているのであれば、その旅行会社だけでなく、その観光地のお店屋さん、イベントの方々にこのクーポンを使ってください、クーポンがありますよっていうことを周知して、うちも参加します。電子媒体ではそこも参加するっていうことを、こういう環境を整えることも含めてやっていかないと、始めたときに5,000円割引しますよっていうだけでは、山梨は選ばれなくなってしまう。北海道と山梨と5,000円ずつ割引いてどっち選ぶかって言ったら、そんなときに山梨だったらこういうプラスアルファのクーポンがあって、こういうお店があってこういう楽しいことがありますよっていうことをやっぱりそこを売り出すっていうことを考えてもらうには、そこをまず、皆さんと商工会や観光連盟と話がどの程度進んでいるのかなと思って聞いているんですけど。まだやってないってことだったんですね。そこはやっぱり早くしていただかないと、せっかくのこれが選ばれなくなってしまうと思っていますので、よろしくをお願いします。

もう1点、先ほどの土橋議員の話なんですけど、おもてなしキャンペーンの無尽の話なんですけど、これを見ますと、「ほかのクーポンとの併用はできません」って書いてあります。このG o T o トラベルと一緒にG o T o イートっていうのがありますけども。G o T o イートのクーポンと、この無尽のやつは使えないっていいんですか。併用できないと。

小泉観光振興課長 G o T o イートの内容につきましては、まだはっきりわかっていないところがございますけれども。基本的にはG o T o イートの内容がはっきりしましたところで、それをきっかけに飲食店で使ってくださいということであればありがたいことだと思うんですけども。ちょっとまだそれが一緒に使えるものなのかどうか、これは少し、実際お店の方にもその使い方とかを1カ月ほどたっておりますので、内容を聞く中で確認をして、きちんと合わせられるものなのかどうかを調べて御報告させていただきたいと思います。

小越委員 たしか無尽のところに「他のクーポンと併用はできません」って書いてあるんですけど、じゃあそれは変わるっていいんですか。

小泉観光振興課長 このクーポンというのは、そのお店が特別に出しているもの。また、ほかの民間機関が出しているクーポン等を意識しているものがございますので、G o T o イートのものにつきまして対象になれるかどうかは改めて検討をさせていただきたいと思います。

小越委員 G o T o イートだと最大1,000円、プレミアムは2割ですよ。さっきの土橋議員の話の1,500円よりはかなりお得があって、知事は「旅行者にもこの無尽のお助けキャンペーンに参加してもらいたい」っていうふうに本会議で言っていましたけど、G o T o イートのほうが率はいいいわけですよ。割はいいし、バックも多いし。せっかくだから5%の無尽とG o T o イートが一緒になれば、もっと消費者へのバックも大きくなりますし広がっていくと思うので、ぜひそれも考えていただいて、もうちょっと使いやすい、プリントアウトして紙ベースで動くってのが、やっぱり今は全てがオンラインでやっていますし、紙を打ち出すってこと自体が、「はあ？」って私も何度も言われましたけども、やっぱりオンラインで全部できるようにしないと、G o T o イートなんかみんなそうですけど、やっぱりちょっと5億円に行かないんじゃないかなと思っていますので、ぜひ、みんな飲食店を助けたって気持ちはあるわけ

ですよ。潰れちゃ困るし、なんとか応援したいけど、なんとか応援するためにやりやすく皆さんが気持ちよく、それで簡単に手続できるように他のクーポンとの併用、G o T o イートもできるのであればぜひ検討していただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第76号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正及び第3条債務負担行為の補正

質疑

(宿泊業人材育成支援事業費について)

早川委員

グリーン・ゾーンに関連して何点か。

まず、観の2ページの宿泊業人材育成支援事業費についてです。

先週の金曜日に、グリーン・ゾーンの認証がスタートしてますね。私も富士山の5合目や吉田のうどん屋に行って、宣伝してきたり、やはりそういう啓蒙していく人が必要じゃないかなと思うんですけど。

その点で、これは宿泊業の、セミナーを受けて、また独自にやった人が10万円もらうって、ちょっと内容をもう一回教えてください。

村松観光文化政策課長 宿泊業人材育成支援事業費というのを具体的に言いますと、基本的に感染症に対する正しい知識というのが、まだ従業員の皆様全員に行き渡っていないということもあまして。また、グリーン・ゾーンの認証の制度の意義とか必要性も広く知ってもらいたい。もう一つは、おもてなしの観点からも、新しい観光形態の中で、今後、宿泊事業者たちのおもてなしというのが、こんなことが求められるから、こんなこともしなきゃならないという。

そういういろいろなことを、まず県が年20回ぐらい、20カ所でセミナーを開いて、そこに経営者でもいいですし、責任者の方が参加していただく。その参加していただいた方が、自分の宿泊施設へ帰って、自分が講師になってやってもいいですし、外部から講師を招いてやってもいいですし。

何しろ、その施設の従業員の方々に幅広く、講習を開いて、周知をしていただくと。そういうところの施設に対して、その経費として1施設当たり10万円を支給するという事業でございます。

早川委員

予算がないんで仕方ないんですけど、例えば富士北麓とか、北杜とか、笛吹とか、宿泊業って割と意識が高くて、飲食業が問題と思うんですよ。また、次に、ぜひ、課題として飲食業の人材育成も、私は必要だと思います。

(新しい生活様式推進宿泊施設支援事業費補助金について)

関連して、観の3ページのグリーン・ゾーン構想推進事業費。既存で20万円、それで30万円に増額しましたよね。これ、もうちょっと具体的に、お土産屋さんとか、生活雑貨とか、あとは、ホテルとかですね。

あと、グリーン・ゾーンの対象は宿泊と飲食だと思うんです。だけど、さっきの小売業はグリーン・ゾーンではないじゃないですか。ちょっと、その辺、整理して教えてもらいたいんですけど。

小泉観光振興課長 当課から今回の追加ということで上げております、新しい生活様式推進機器購入等支援事業費の拡充分でございますけれども、先ほど少し説明をさせていただきましたが、まず金額のほうを20万円から30万円に10万円増額させていただきます。

その上で、先ほどの最初の補正分では、宿泊業、飲食業ということで、対象事業種を2業種にしておりましたけれども、今回追加分では、その2業種に加えまして、小売業や生活関連サービス業、いわゆる消費者との間で支払いが生じる事業者、事業を営まれている方々を広く対象といたしまして、この新しい生活様式の導入、その思想の促進、実際に何を買えば非接触型になるのかとか、対コロナに強い社会になるかということを実現するための備品を購入していただいた方々を対象に、支援をさせていただく事業でございます。

もう一つ御質問がございました、認証事業のほうにつきましては、宿泊事業と飲食業ではないかという御指摘でございますけれども、この2種類につきましては、既にこのコロナ禍の中で非常に大きな影響を受けていると。自粛等を余儀なくされて、経済的に非常に切羽詰まった状態である。

また、それを、やまなしグリーン・ゾーン認証を行うことによって、生活、経営のてこ入れにつなげて、その認証を取得することの効果が一番大きく図ることができるだろうということで、この2業種に対して認証制度を設定しておりますけれども。私どもの課で行うこの事業につきましては、先ほど私が申し上げたような業種の認証も視野に入ってくるのかもしれませんが、認証はひとまず置いて、山梨県内が広く超感染症、感染に強い経済や生活ができる地域であるということを推し進めていくために必要な備品を購入していただくというために、御提案させていただいているものでございます。

早川委員 わかりました。

そこで、業種がちょっと変わって、山小屋なんですけど。山小屋の相部屋の場合は、グリーン・ゾーンの対象にならないんですね。

三井観光資源課長 山小屋は、御存じのとおり、やはり3密が非常に多くというか、確率が高くなる場所でございます。

それで、まだ、山小屋につきまして、非常に特殊な建物だということがございます。平地の宿泊施設に比べまして、高所に建っておりまして、さらに多くの登山者が訪れてくるということでございまして、その辺の基準等につきましては、まだ、これからもう少し検討させていただきたいと考えております。

早川委員 山小屋は1,000万円という大きい予算になっていますけど、これって、ほかは300万円とかで、備品がこうあるじゃないですか。改修とか。山小屋の問題って、機械を運んだり、運搬費が結構かかると思うんですよ。運搬費っていうのは対応になるんですか。

三井観光資源課長 委員御指摘のとおり、山小屋への資材は、まず自動車等、重機等が非常に入りづらいということがございます。それで運搬には非常に手間がかかるということでございますので、ヘリコプターをどうしても使わなければならないというような状況もございますので、そちらにつきまして対象としております。

早川委員 最後に、一番下の登山道の安全点検パトロール事業で、少し前ぐらいから山岳県のやはり長野県が、山に対して非常に突っ込んだ支援をやっていた中で、本県

でも必要だなと思っていたんですけど。

この富士山とか、具体的にパトロールを行った場合にどうするっていう、この事業の内容を、最後にちょっと単純にお伺いして終わりたいと思います。

三井観光資源課長 このパトロールにつきましては、まず現在、非常に経営が苦しい状況にあります山小屋の方であるとか、あと、山岳ガイドの方々ですね。山岳に関係するお仕事をされている方々。やはり登山者が減ってしましまして、そういった仕事が減っているという状況でございますので、そういった方々を対象にさせていただいております。

さらに、月に2回程度、パトロールを、山梨百名山をベースに考えておりますので、月2回ほど、2名のチームという形で、冬になりますと入れなくなってしまうので、4カ月か5カ月ぐらい、山域によって違いますけれども、そのくらいの頻度で行いたいと考えております。

1人、1日当たり1万5,000円ということで設定をさせていただいております。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。

(観光客おもてなし体制整備費について)

小越委員 観の2ページの観光客おもてなし体制整備費ですけども、もう少し内訳を教えてください。

セミナーを20カ所って言ったんですけど、それに幾らかかるのか。1事業所10万円ということは、宿泊業が大体1,000軒から1,200軒と、さっき答弁があったので、全ての事業所を対象とするのか。3億円って大きい金額なので、もう少しこの内訳を教えてください。

村松観光文化政策課長 この事業の金額の内訳でございますが、まず、助成金について1施設10万円。これは2,709施設を想定しております。この2,709施設というのは、旅行業の届け出がある施設というところで、最大限というところで見積もっております。

セミナーの開催費につきましては、報酬と旅費などを含めて、おおむね1回当たり30万円ぐらいを想定しています。30万円で20カ所ということで、1,100万円ぐらいの事業経費を見積もっております。

そのほか、これは実際に申請があつて10万円を渡すとき、事務費がありますので、そこは業者のほうを今から選定するわけですけども、その事務費については8%ということで、2,400万円ほど予定をしております。

小越委員 セミナーが1,100万円で、委託が2,400万円なんですけど、そうはいつでも、これ、残り3億円ぐらいを、この2,709の施設で全部やるっていうことですか。

村松観光文化政策課長 2,709施設で、1施設10万円ですから、2億7,000万ということになります。2億7,090万円。

小越委員 全ての伝達っていうか、必ずやるってことを義務づけてやるってことですか。10万円。この2,700って数をですか。全部の事業者に10万円ずつ、全てやるとなると、誰か派遣して伝達するのか。伝達はそのところでやるのか。その仕組みですね。

村松観光文化政策課長 まず、県で実施する20カ所の研修会、セミナーに参加していただいた方は、全部名前を書いて登録をしていただきます。で、登録をしていただいたところで、その方が自分の施設へ帰って、実際に開催したという、その開催の実施の実績報告を事務局に出してもらって、それを事務局が確認をして、10万円を交付すると。そういうスキームになっております。

小越委員 すごい金額が多過ぎて、3億円、全部の事業所でやるってことになって。そしてたっせかくお金出すんだから、必ずこれとこれはチェックしたとか、それから参加率がどのくらいなのか、その後、どうなっているのかってことまで検証しないと、10万円渡しただけだと、どの程度やったのか、全部の事業所でやったのかわからないですし。

そのチェックも含めてやらないと、やったとことやらないところを、中身もどんなものがあるかわからないので、そこまで詳しく考えてやっているんでしょうかね。

村松観光文化政策課長 基本的には、施設からこういうことを実施しましたという、それがわかる資料を添付して、10万円を申請してもらおうと。それを事務局のほうで確認をして、ちゃんと確認できたところに対してお支払いをするということなんで。2,709カ所、全部やったかやらないかわからないけど配るっていうものではございませんので。ちゃんとその辺は事務局で確認をして、事業の実施、研修会の実施を確認したところしか支払わないということになります。

小越委員 金額が大きいので、後をしっかり検証をしていただかないと。グリーン・ゾーン構想は何ぞや、何が問題なのかってことを、しっかり全ての従業員含めて、パート、アルバイトの皆さんまでわかるかどうかも含めて、しっかり検証していかないと、ちょっと金額が大きいのでと思っております。

(やまなしグリーン・ゾーン構想推進事業費について)

それから、さっきの観の3ページの、グリーン・ゾーン構想の下の新しい生活様式推進宿泊施設支援事業費。これ、新たに300万円上限ですよ。たしか、県土整備部のほうで設備のほうの助成があったんですけど、それとこれはどこが違うんでしょうか。

小泉観光振興課長 今回、新たに御提案させていただきました、新しい生活様式推進宿泊施設支援事業費補助金でございますが、これは宿泊施設の規模にかかわらず、宿泊施設において大きな備品を購入していただいたところに対しては、この事業が利用できるというものでございます。

30万円までですと、10分の10となっておりますけれども、30万円を超えてもっと大きなホテルになりますと、入ってきたら体温がわかるものであったりとか。もっと大きな館内全部で使えるスリッパとか、そういうものを消毒する機械であったりとか。何しろ大人数が移動したり、滞在したりということになりますと、施設も大きくなるというような問題があるというふうなことを聞き取っております。

そういう大規模な施設で、備品等を購入するということに対しては、4分の3、補助をさせていただくというのが、この事業の概要でございます。

県土整備部と同じようなものがあるのではないかという御指摘につきましては、県土整備部のほうは建築住宅課で行っておりますけれども、その施設を設置

するに際しましては、建物の強度が変わったり、何か改修というようなことで、建築士が入ってきちんと確認をしないと、入れられるもの、入れられないものの判断が必要だというようなものにつきましては、これも4分の3という補助率でございしますが、150万円までの対象にするということになるので、備品と改修を伴う設置というところで、私どの事業をすみ分けております。

小越委員

そして、先ほど早川議員からもありました、このグリーン・ゾーンの補助金は、宿泊と飲食店の認証制度以外のところ、小売ですとか、そこも含めてこれを出すって話があったんですけど。

さっきの産業労働部で、飲食店が大体5,400軒くらいだと。認証制度では大体2割だから1,200軒ぐらいって言ったんですけど。その飲食店と宿泊業以外の、例えば小売ですとか、ほかの業種、どんなものがどのくらい予定されているんですか。

小泉観光振興課長 一概に小売、飲食店等という話で、すいません、御説明させていただきましたが、基本的には小規模事業者というものに限定させていただいております。基本的に小規模事業者というのは、従業員、アルバイト等を含めまして5人以下ということになっております。

ただ、宿泊業は20名以下というところで、業種によって若干、5名であるか、20名であるかというところは変わっておりますけれども。県内の5人以下の小規模事業者を対象に、宿泊、飲食、サービス、また、小売業、その他生活関連サービスというところでもって、対象にしようと思っております。

現在、産業センサスのほうで確認しておりますのが、1万5,000弱の事業所が県内にございます。この事業の中の約5,000軒を対象に、この事業を行いたいというふうに考えております。

小越委員

5,000軒の中には、飲食とか宿泊を含めないで、小売ですとか、さっき言った公共サービス、タクシーですとか、いろんなお土産屋さんとか含めて、その宿泊と飲食除いて5,000軒ってということですか。

小泉観光振興課長 説明が足りず申しわけございません。

飲食、宿泊を含めて、全部で5,000軒というふうに考えています。

小越委員

だから、さっきの産業労働部と比べると、すごい規模が少なくなってしまう。産業労働部が5,400軒って言うので、認証もらうところが、5,000軒っていうと、数が合わないんですけども。

小規模事業者のところで、今、グリーン・ゾーン構想で、宿泊と飲食店って、頭にあるんですけど。ほかのお店でも、使えるとなりますと、ちょっと使い勝手が、どの程度使えるかわかんないんですけど、周知徹底ですよ。

うちでも使えるかもしれない。こういうのが使えるよと。こういう、具体的にこういうのを使ったらどうですかとか。こういうのはどうでしょうかってことを含めて、周知徹底はどうしていくのか。その受け付けのやり方ですとか、そこをちょっと整理してください。

小泉観光振興課長 周知徹底というところでございますけれども、今回のこの事業につきましては、飲食、また、宿泊業を主にやろうと思っております。

先ほど、村松課長のほうからも御説明がりましたが、県内20カ所で飲食店につきましてはセミナーを開催する。そのようなときを利用いたしまして、宿泊

事業者には広くお伝えしたいというふうに考えております。

また、飲食店への周知につきましても、今回、めざせ！100億円のほうで、さまざまな形で周知をさせていただいておりますが、県内の酒販店であったり、ビール会社であったりというようなところにも御協力いただく中で、広く周知を図らせていただいておりますので、今回のこの備品の助成事業につきましても、そのようなところと協力、連携させていただければというふうに考えております。

また、その他の小売業等につきましては、事業が開始いたしましたら、また、新聞等で広く報道させていただきますとともに、県のあらゆる媒体を使いまして、広報に努めたいというふうに考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※第74号 訴えの提起の件

質疑

(縄文土器の買戻しによる損害賠償金請求に係る訴訟提起について)

桐原副委員長 済みません。1点、教えてください。

こういう事態が起きたことは承知をしていたんですけど、基本、こういうことが起きること自体が想定はできないものだと思うんですけど、やはり再発防止策っていうのは必要になってくるのかなと思います。

調度品というもともと展示している数の何十倍とか何百倍とかっていうものを保管してるわけですね。そこに対して、いちいちチェックするというわけにはいかないんですけども、それをやっていかなきゃいけないっていったときに、どのような対策をとっているのか、お尋ねをいたします。

河野文化振興・文化財課長 指定文化財台帳を策定しておりまして、それにつきまして1点ずつ管理をしているところでございます。

その指定文化財の数は、約3,300点でございます。こちらのほう、定期的な収蔵品確認を行ってまいりたいというふうに考えておりまして、今、それをまさに定期的に行っているところでございます。

また、今回の事件を受けまして、考古博物館では次の対策を徹底しております。

まず、収蔵資料管理責任者、こういった者が今まで明確でございましたので、当時、事件発覚以降、管理責任者を設置いたしまして、こちら学芸課長により、例えば収蔵庫等の鍵の使用管理ですとか、持ち出す際の出納簿の管理ですとか、こういったことをやってございます。

さらに、収蔵庫には、写真と実測図の保管棚への明示。これを行いまして、突合しやすくしております。台帳上はそういったものを管理してございますけれども、この収蔵庫のここの部分にはどういうものがあるかということ、しっかりと明示し、確認をしやすくしている。こう状況でございます。

また、時間外の収蔵庫の入出制限。さらには、本年度、展示室と収蔵庫に監視カメラを設置いたしまして、しっかりと管理してまいりたいというふうに思っております。

桐原委員 ありがとうございます。よく理解できました。  
県ではそういうふうになっているんですけど、県ではなくて市町村とか一部事務組合で持っている、例えばこれに類似するような施設に対しても、同様な指導みたいなものは行っていく予定があるのか。もうされているのか。ぜひ、ほかでも起きてほしくないことですので、その辺に対してどのような考え方を持たれているのかをお尋ねいたします。

河野文化振興・文化財課長 まず、市町村に対します、具体的な指導まで、承知しておりません。  
大変申しわけございません。

ただ、今回のコロナ禍の感染症対策もしかりでございますが、県内にある博物館と十分に会議等でネットワークをつくり、連携をとりましてやっておりますので、うちのこういった反省点を、市町村には周知しているというふうに承知をしておりますし、また、今後、さらに、そういったところを現場にも伝えて、しっかりと共有してまいりたいというふうに考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

#### 質疑

(ふっこう割について)

永井委員 すいません。じゃあ、1点、お伺いをさせていただきたいと思います。  
山梨県のふっこう割を6月の月上旬に行ったという部分に関して、県内旅行者との連携について、そこを絡めつつ、何点かお伺いしたいと思います。  
6月の8日から18日の間に、台風被害のふっこう割の残額を利用されて、ふっこう割というのを改めてやられたと承知をしております。  
県民を対象に、県内宿泊者に対して、普通の料金だと5,000円から3,000円を割り引くということで、ホームページを見たら、今回のものに関しては560万円が、多分、事業の予算だというふうに思います。  
まず、この事業ですね。どれぐらいの方たちがこの1週間で使って、幾ら使われたのかっていうのを、まず、お伺いをいたします。

村松観光文化政策課長 ふっこう割の再販の実績結果でございますが、限度額は559万4,000円でした。それに対して、10日間、使用の期間があるわけですけども、515人泊、251万5,000円が売れたということで、執行率45%ということになります。

永井委員 45%の執行率ということでございました。  
今回、この取り扱いなんですけれども、JTBと近畿日本ツーリストが請け負われたということで、多分、この2つが、前段のふっこう割を扱ったという関係だと思っておりますが、この業者選定について、どのように行われたのか伺います。

村松観光文化政策課長 業者の選定につきましては、選定というよりは、前に中断をしていたのを急に再開するというので、対面販売もできるところとか、あと、ネット販売

もできるところで、旅行会社自体がコロナの関係で事業所を閉めたところもありましたので、対応できるところがJTBと近畿日本ツーリスト、2社さんだけだったという状況でございます。

永井委員 多分、それはそうだと思うんですけど。

この、すいません。この前段のふっこう割のときに、この2社を選んだ選定の方法というかを伺ってもいいですか。

村松観光文化政策課長 幅広く声をかけて、参加できる場所は、前はJTBに事務局を任せて、それでJTBを通じて、それぞれの旅行会社さんや宿泊施設にお声をかけたこと承知しております。選定の方法、基本的には手を挙げていただけたところを幅広く選定したと理解しております。

永井委員 多分、受けられるのがJTBの会社ぐらいだったのかなという気はするんですが。

今回、先ほど伺って、10日間だったんですけども、515人泊、251万円ということで。これは執行率45%、PRがいささか足りなかったんじゃないかなというふうに思うんです。

というのが、石川県で、ふっこう割ではないんですけども、同じように県民向けの限定宿泊割というのを、石川県で実はやっているんです。6月の中旬から、これ、今、現在進行形で、8月31日まで、県内の中小旅行会社が全て受付窓口になって、石川県民の方たちが石川県の宿泊所に宿泊をされるものに、1泊3万円以上のものには1万5,000円が割引になるということで、これは非常に、販売して1週間で6,000人を超えるという状況になっていて、中小旅行会社と、その地元の宿泊会社が、今、本当に潤っているというか、このピンチを脱するためということになっています。

この、やっぱりPR、周知が徹底をしていなくて、今回60%ぐらいが残ってしまったんですけども。今回、このふっこう割に関して、10日間だったんですが、PRはどのように行われたのか伺います。

村松観光文化政策課長 PRにつきましては、県のホームページ、あるいはプレスへの投げ込み等でPRを行ってまいりました。

永井委員 ホームページとプレスの投げ込みということで、これはなかなか限界がある。

先ほど言ったように、今、県民の方たちっていうのは、旅行に行きたいっていう方、私も含めてですけど、皆さんもそうだと思うんですけど、行きたいっていう方がいるけれども、なかなか旅行に行けないという方たちが、県内のそういった普段泊まらないようなところに泊ってみようというような形で、この石川県のこういうことにもなったというふうに思うんです。

より多くの方たちに利用してもらうのは当然ですけども、宿泊事業者とか、旅行業者とかいうところは、本当に今回のコロナで打撃を受けているわけなんです。

なので、このPRとか周知をして、せっかくこの残を使うっていうことで、今回、10日間あったんですけども、やっていく中で、やっぱりPRというか、情報が行き渡ってないっていうのは、これはちょっと、他県ではやっていて、うちの県にちょっと足りなかったところなんじゃないかなというふうに思います。

やっぱり、そのためには、先ほどちょっと別の質問でもしたんですけども、この全日本旅行業協会の各事業所に、やっぱり情報を共有していただく。このふっこう割の件に関して、数社からお話を伺ってるんですが、現にこのふっこう

割を使いたかったんだけど、結局、JTBさんじゃなきゃだめだったっていうようなお話があって、今回、使うことができなかったっていうこともありますし、また、こういうものがあれば使いたかったという意見もたくさんございます。

やはり、この県内旅行者との連携ですね。情報の提供という部分に関しては、今後も含めて非常に大事になってくるというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

村松観光文化政策課長 観光業の回復、V字回復とまでいくかどうかかわからないですけども、1日も早い回復には、やはり、もう手段を選ばないというか、できることは全部やって、連携も含めて、大変重要なことだと思いますので、しっかりやっていきたいと思っています。

永井委員 山梨県の観光振興を考えるときには、山梨県にお客さんに来ていただくのは当たり前のことだと思うんです。来ていただくという部分が、えてして主眼に置かれがちです。

なので、他県の旅行社さんが山梨県に送客をするっていう、ここは間違っていないと思うんですが、一方、県内には、先ほども言ったように、中小企業、組合に、旅行業協会に参加をしているだけでも、先ほど小泉課長のほうからも七十数社ございます。

やっぱり、こういう旅行会社も旅行業を営んでいるわけですし、彼らは他県の旅行の資源というか、他県の旅行のサービスをたくさん見えています。ですので、こういうところと、従前から私、いろんな中で質問をしているんですが、こういう旅行会社もうまく使いながら、そして情報共有をしながらやっていく。

今回のこのコロナ禍に関しては、特にそれを痛切に感じました。これ、石川以外でもたくさんの県で、このように個々の中小の旅行会社を取り扱って、その県内の宿泊所に泊まるというような、これ、たくさんやっていることであります。

今回、先ほどの予算の中にもあって、そういう部分で、グリーン・ゾーン認証のところの中でも、始めるんだけど、そういう予算があるというふうに感じているんですが、改めて最後に、山梨県の観光振興のために、県内の旅行社との連携、非常に重要だというふうに思うんですけども、最後にちょっと部長の御意見を伺って、質問を締めたいと思います。

中澤観光文化部長 おっしゃるとおり、今回の観光業の皆さん方のV字回復、反転攻勢に向けては、本当にみんなが手を携えて、一丸となってやっていかなければ、なかなかうまくいかない。47都道府県全てが同じところからの出発点でありますので、本県におきましても、今、委員から御指摘いただいたとおり、全日本旅行業協会、それから、当然、JATAでもあるかもしれませんが、県内全ての旅行者の方々としっかり情報共有しながら、また、観光推進機構なんかともしっかり連携しながら、V字回復、図れるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(信玄公祭りについて)

大柴委員 信玄公祭り一つ聞きたいんですけども、一番のこの観光の起爆剤となるのは、やはり山梨では信玄公祭りだと思うんです。知事も11月ぐらいにはやりたいと言っているんですけども、ここまで来ると、ある程度日にちをしっかり決めてあげて、やるか、やらないか判断してあげないと、旅館にしても飲食業にしても、あと、業者さんにしても、本当に困ると思うんですよね。

これは観光部としては、どのようなお考えなのか、お聞かせください。

三井観光資源課長 委員御指摘のとおり、信玄公祭りにつきましては、多くの県民の方が楽しみにしているということで、県のほうとしても毎年いろいろな趣向を凝らしまして、開催をしているところでございますが、ことしにつきましては、御承知のとおり、コロナウイルスの感染の状況などがございまして、3月4日に実行委員会を開きまして、そこで、まずは4月、ことし3日から5日の日程だったんですけども、そこを行わないと。それで、延期という形にしました。

そして、その会議のときに5月以降に、また状況を見て判断するというのを、お約束をさせていただいたところでございます。

それで、その後、緊急事態宣言等も出たり、県のほうでも措置を出したり、さらには全国のお祭りの状況等も注視をしてきたわけでございます。

それで、7月1日に実行委員会を開いて、そこでことしどうするかということを決定的なことになっております。

大柴委員 その中で、やはり、やるとすれば、縮小してやるとか、そういうことも考えていかなければならないと思いますし。そして、今まで信玄公、芸能人、誰だと。山本勘助、誰だってあったじゃないですか。あの人たちは、もう一応キャンセルしてあるんですか。それとも継続なんですか。

三井観光資源課長 今のところ、キャンセルということにはなっておりません。まだ、そのまま継続という形になっております。

大柴委員 もう一つは。縮小のほう。

三井観光資源課長 申しわけございません。

そちらにつきましても、実行委員会はさまざまな団体の方々に構成をされておりますので、7月1日の実行委員会におきまして、いろんな意見を頂戴するということになると思います。それを含めまして、そこで今後の方向性というものを出していくことになるかと考えております。

大柴委員 個人的な考えですけど、本当にこの観光の起爆剤になるのは信玄公祭りだと思います。今までのいろいろなイベントがキャンセルになってきましたから、何とか縮小してでも開催ができるように、努力をしていってほしい。

そして、また、この信玄さんになる人とか、勘助さんになる人ですか。今、芸能人がほとんど暇なんですよ。ですから、もっといい人を呼べば、もっとお客さん、呼べると思いますから、その辺もちょっと考えてもらいたいと思いますけども、いかがですか。

三井観光資源課長 俳優についてということではよろしいですか。

大柴委員 何かやらないかっていうの。ぜひ、やってほしいってことです。

三井観光資源課長 いろいろな御意見があると思いますけれども、それぞれどういった人がいいかということで、毎年、決めているものですから、そういった中で皆さんの御意見を伺う中で、実行委員会のほうで検討していきたいというふうに考えます。

大柴委員 よろしくお願ひします。

(ワーケーションについて)

早川委員

じゃあ、私はワーケーションについて。

本会議でも、浅川議員とか志村議員の質問答弁でキーワードに出てきたものですけど。ここ数年、生活環境とか労働環境の変化で注目されていて、例えば和歌山県の南紀白浜とか、長野の軽井沢なんかで、また、企業じゃJALが有名だったりするんですけど。

まず、そもそも本県のワーケーションの現状はどうですか。取り組みについてお伺いします。

村松観光文化政策課長 ワケーションへの取り組みということですが、山梨県において、ワーケーションについて何か取り組んでいったかっというと、具体的なアクションを起こしていなかったということになります。

ただ、去年からワーケーションについての取り組みも始めなきゃならないというところで、県としてワーケーションを促進する部署をどこにするかというところを、観光文化政策課と、それから地域創生・人口対策課、あと労政雇用課などと協議は進めている最中でございます。

早川委員

グリーン・ゾーン構想の今後するべきことにワーケーションがちゃんと入っているんで、また、ワーケーションを進める上で、本県の場合は自然環境とか、いろんなものがそろっていると思うんです。ただ、足りない、選ばれるワーケーションの適地になるためには、少し整備しなきゃいけないと思うんですけど。

私は、ネット環境だと思っているんですけど。そういったこと含めて、何を整備していけばいいとお考えか伺います。

村松観光文化政策課長 もちろん、ベースになるのはインターネット環境とか、回線の関係、今、光回線が主流になっていますけども、そのようなところを宿泊施設に漏れなく整備するというのと、もう一つ、普通の旅館だと、机や椅子など、仕事がしやすいものを置いていないので、ワークスペースの整備とか、ファクスや共有できるオフィス機器というものも配備する必要があると考えております。

早川委員

本当に第2波、第3波が来る前のこのタイミングの仕掛けが非常に重要で、環境省のワーケーションを推進する予算もすぐいっぱいになっちゃって、3次補正も言われていることなので、やってもらいたいと思う。

もう一点だけ、このワーケーションを推進している自治体として発信する場合、または推進している企業にキャッチしてもらうのに、1県だけじゃだめだと思うんです。常々、もうワーケーションの協議会が65も入っているのに、こんなに環境がいいのに、本県は入っていないんですね。もうそろそろワーケーション自治体協議会に入っていかなと、本当に手おくれになってしまう。甲州市も入っているんで、いかがでしょうか。

村松観光文化政策課長 ワケーションを推進するという事は、知事の答弁にもあるように、間違いはないということですが、恐らく今年度中にどこが担当するかっていうところを決めて、それでこの情報を得る、情報を出すというところで、このワーケーション自治体協議会というのは十分有効だと思いますので、加入する方向で庁内調整を進めたいと考えております。

(県民文化ホールについて)

小越委員 県民文化ホールについてお伺いします。

知事の休業要請を受けまして、県民文化ホール等、休業、休館をしていると思うんですけども、例えばこの休業、4月、5月、文化ホールの利用状況、収支はどのようなになっているのでしょうか。

河野文化振興・文化財課長 4月、5月の収支状況についての御質問でございます。

年間の収入、主に施設利用料等の収入、約1億8,000万円と、指定管理料、指定管理の業務委託料、約1億6,000万円がございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のために、本年2月28日から、利用者の皆様には、県民文化ホール、施設利用の自粛をお願いしております。

また、3月8日以降、6月2日の再開まで、施設の利用は休止をしております。

したがって、本年4月、5月の利用はございませんで、2カ月間の収入額は、ほとんどが指定管理業務委託料の約2,800万円でございます。

また、2カ月間の支出でございますけれども、約4,200万円。そのほとんどは人件費、そして舞台設備など、年間保守経費などの固定費でございます。

4月と5月、2カ月の収支差額は1,400万円の赤字となっている状況でございます。

小越委員 文化ホールも、大分前から予約をされていて、1年前から予約をしていると思うんですけども、この間、自粛要請ですとか、休館ということで、キャンセル、やめたことがある、いろんなイベントがあると思うんですけども、キャンセル料はいただいているんですか。

河野文化振興・文化財課長 利用者の責めに帰さない部分につきましては、返還をする必要があるというふうに考えておりますが、今、そういった財源がございません。本来ですと、施設の利用料は、制度に基づきまして事前にあらかじめ納付をしていただいておりますけれども、今、そういったことにつきまして、留保をいただいている。こういう状況でございます。

小越委員 たしか、この指定管理業者は、株式会社アドブレン、株式会社共立、株式会社NTTファシリティーズだと思うんですけど。普通の会社ですと、5割減ったときには、持続化給付金申請して、200万円バックできるんですけども、この場合は持続給付金を申請しているのでしょうか。もらえるのでしょうか。

河野文化振興・文化財課長 今の持続化給付金の対象かどうかというお話でございますけれども、この県民文化ホールの株式会社アドブレン社、株式会社共立、そして株式会社NTTファシリティーズ、これは事業共同体でございまして、法人ではございませんので、国で持続化給付金の対象外という整理がなされているところでございます。

小越委員 といいますと、事業者には5割減った場合には、持続化給付金を申請してくださいと、知事はそれで、すぐに持続化給付金って言いますけれども、この場合は持続化給付金の対象にもならないと。

先ほども、4月、5月だけで、既に1,400万円の赤字ですよ。指定管理の今年の報告見ますと、施設利用料が1億2,000万円ですよ。昨年、1億

円前後。そのほかには駐車場ですとか、自動販売機、レストランですとか、その興行をしている、つまり開いていることによって、指定管理者の収入がふえていくっていう仕組みだと思うんです。

しかし、今回、自粛をせざるを得ない。休館になった。そして、開けたとしても、ソーシャルディスタンスに伴って、かなり2,000人のホールも半分しか入らないですとか。それが、そもそもやっても、そこに興行を打つ、イベントをしたいってところが、ほとんど手を挙げてこないと思うんです。それでいきますと。そうしますと、指定管理の経営そのものが大変になると思うんです。

国は2次補正のところで、この指定管理の方々に対して、こうっております。

「文化施設が負担したキャンセル料への対応。感染拡大防止に向けた対応等により生じた 指定管理者制度を導入している施設のキャンセル等による減収について、地方公共団体における適切な運用を依頼します。」

こういうふうに国が出しております。県はどのように、このことについて対応しているのかお伺いします。

河野文化振興・文化財課長 議員御指摘のとおり、当課といたしましては、指定管理業務委託料の追加については検討が必要な事案であるというふうに考えているところでございます。現在、指定管理者制度所管課や財政当局に現状を説明し、調整を行っているところでございます。

2,000人を収容する県内最大規模の県民文化ホールは、本県の芸術文化の重要な発信拠点であるというふうに考えておりますので、現場の運営を停滞させないためにも、早急に結論を得られるように努めてまいりたいというふうに考えております。

小越委員

平成30年1月改正の指定管理者の更新等に関する基本方針によりますと、指定管理者と県の責任分担の項目の中で「不可抗力（地震、落雷、暴風雨、洪水、戦争、テロ、暴動等）の発生に起因する施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能」の状況、これは指定管理者と県が、両者が協議するってことになっています。

もう一つ、「政治、行政上の理由による事業の変更（政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増）」の負担は、県となっております。

となりますと、これは「政治、行政上の理由による事業の変更」ですよね。これ、それしかないです。

そしたら、この県の責任によるわけですから、指定管理者に、このままいきますと1億円以上赤字になるわけです。毎月、毎月、1千万円ぐらいの赤字が出ているわけですから。そうした場合には、委託料の変更ももちろんですけども、「不可抗力」の部分ですから、「政治、行政上の理由による事業の変更」ですから、県がこれを補填をするのは当然だと思うんです。

山梨県知事は、このような事業の収入減を、補填しないとずっと言っておりますけども、これでは、特に文化ホールは山梨県の文化の拠点です。指定管理者にとってみて、1億円も赤字になってしまったら、あと3年ありますけども、やっていけなくなる。

このときも、こう書いてあります。「経営状況の悪化等により管理運營業務を継続することができない場合」には、「指定の取消し等」ってことになります。このままいきますと、指定取り消しになっちゃうんですよ。1億、毎年1億も補填できない。持続化給付金もない。休業補償もしてくれない。山梨県の文化の拠点がなくなってしまう。

私は、この文化ホールはもちろんですけども、ここ、一番、観光の業者の皆さん、大変な思いしてます。観光業も、飲食店の方も。やはり、事業の売り上げが減ったときには、県がやはり補償する。グリーン・ゾーン構想をやってくださいと。認証をとってくださいと。半分の席しかなくなってしまう。だけど、とってください。県がお願いするんですから。それによって事業の収入が減った場合は県が補填する。これ、当たり前だと思うんです。そうしなかったらグリーン・ゾーン構想も広がっていきませんよ。

ぜひとも、この文化ホール、直近ですけども、文化ホールについて県がお金をしっかり払う。委託料ですよ。それから、委託料だけでなく、この施設利用が減った場合に補填をすることを、ぜひ財政当局と相談するべきだと思うんですけど、部長はいかがですか。

河野文化振興・文化財課長 小越議員御指摘のとおり、「指定管理者と県の責任分担」につきましては、御紹介いただいたとおりの規定がございます。

当課としましては、今回の事案は、指定管理者業務委託料の追加について検討が必要な事案だと考えておりますので、引き続き、早期に結論を得られるよう、努めてまいりたいと考えているところです。

(県内観光産業反転攻勢支援事業費について)

小越委員

もう、ぜひ、これは県民文化ホールだけじゃなく、文化ホールは金額が大きいので大変なんですけども、全ての指定管理者に通じることですし、じゃ、県立の施設はやってくれたら、どうして民間にはやらないかと、同じになるわけですよ。やっぱり事業の売り上げ減ったときには、県がしっかり補填する。休業補償金出すってことを、ぜひ、この課だけではありませんけども、ぜひ、ここからも言ってもらいたいと思います。

最後に、さっきの3億円の話で確認したいんですけど。先ほど、Go To トラベルのときの事業と、それから2月補正のお金は不執行にするとおっしゃったよね。

3億円。あれ、県費ですよ。ていうことは、県費をそのまま、大事なお金を浮いたお金にして使わないでいる。それを財源更正したのであれば、その県費が生きてきますけど、このままいけば、3億円は何も使わないで流してるわけですよ。観光業は大変だ。さっきの休業補償にもお金を使わなくて、なぜ3億円をそのまま、浮いたお金のままにしていくんでしょうか。

今回、このほかにも、先ほど言いました無尽の5億円ね。先ほど言った観光の事業者の話。すごく金額でかいんですよ。だけど、どのくらい使えるんだろうかと。結局、いろんな事業をしてるけども、使ったお金幾らなると。いっぱい、いっぱい、やってるように見せるけども、やってないんじゃないかっていうことも不思議なんです。

この2月補正のお金3億円は、全然手をつけずに、そのまま不執行にしたら、何のための税金を使ったのかっていうふうに県民から怒られますよ。それをどうするのか。なぜ、財源更正して、県費から補填しなかったのか。同じ事業だって言いましたもんね。だったら、それを除いて、県費から国庫につけかえればよかったでしょう。県費がそのまま、3億円が無駄になってしまうんですよ。どうしてですか。

村松観光文化政策課長 財政当局との協議と、あと国の交付金の使い方というところを総合的に判断して、2月補正については財源更生をせずに、新たに6月補正で再計上すると。2月補正に計上したのものについては、不執行の形にするということになっ

たと承知しております。

小越委員

やっぱり、その組み方が、県費の3億円をどこにも使わないっていうことになっちゃいますよ。もったいないですよ。今、これだけ県民の暮らしが大変になってるのに、この考え方、しっかり改めていただきたいし、今回提案された予算も金額大きいので、どのくらい使ってるのか、ちゃんとチェックをして、不必要であれば次に繰り越す。また、流用する。また、削減する。減額するっていうことも含めてやっていただきたいと思います。

主な質疑等 農政部関係

※第69号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(県産農畜産物等消費拡大応援事業費について)

大柴委員 農の2ページのマル臨の県産農畜産物等消費拡大応援事業費、これについて幾つかお伺いしますけれども、農家は、この新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、4月、5月にかけて大変厳しい中で行われて、特にハウス栽培の果物の売り場がとても厳しい、そしてまた大変苦慮していると承知をしているんですけれども、このようなときに、私は、これまでこの市場を通した販路の確保だけではなく、新たな生活様式に即した宅配サービス等、新規の販売の拡大、これをしっかりしていかなければならない、大変重要だと思っているところです。

そこで、この事業におきまして試行的な販売を実施していただいて、その結果を参考にしたと承知をしているところなんですけれども、試行販売の成果とこれを踏まえた本事業の具体的な内容につきまして、ちょっと教えていただきたいなと思います。

樋田販売・輸出支援課長 お答えをさせていただきます。

まず、試行販売につきましては、5月6日から6月12日にかけて、野菜のセット延べ346個を2回に分けて試行販売をさせていただきました。いずれも1日程度で完売するなど、非常に評判がよかったです。そして、また、8割の方から、再度注文したいということもいただきました。そうしたことから、これは県産農産物の販路の開拓につながるということで、今回、予算化をさせていただいているものでございます。

次に、事業の内容につきましてでございますが、販売予定数は1万2,000パックで、品目は、野菜のほかに果実や甲州牛、乳製品、新魚の富士の介などもレパートリーに入れまして、幅広い消費者のニーズに応えていきたいと考えております。

県では、セットをするためのパック詰めのアルバイト代とか、それから販売にかかる手数料などの一部を助成していきたいと考えております。

大柴委員 今聞いた、346個と大変好評だったんだなと思いますけれども、ちょっと私たちはよくわからないんです。どういうパックでお幾らで販売したのか、ちょっとわかるものがあったら教えてもらいたいなと思うんですけど。

樋田販売・輸出支援課長 手元にセット内容の資料、ございますので。

大柴委員 ちょっとそれ、見せてもらいたい。

渡辺委員長 委員各位に申し上げます。ただいま大柴委員から要求がありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡辺委員長 執行部に申し上げます。ただいま大柴委員から要求のありました資料につきましては委員各位に配付をお願いいたします。

樋田販売・輸出支援課長 今、お手元に配付をさせていただきました、愛情・山梨野菜パックの、これ、第2弾のセットの内容ですけれども、5月15日現在ということで、前のものになりますが、受付期間は3週間で、そこに出ていますようにA、B、Cと3種類をセットにして、1セット3,000円ということで試行販売をさせていただきました。1週間60セットで3週間やりましたので、延べ180セットということでございます。

中身につきましては、Aが野菜とか米などのセット、Bが有機野菜を中心としたセット、Cがトマトやキュウリなどのセットということで、消費者のニーズを踏まえて少しレパートリーを変えて提供をさせていただきました。概要は、以上でございます。

大柴委員 わかりました。これは3,000円で、送料は無料ってことなんですか。

樋田販売・輸出支援課長 はい。送料は、試行販売ということもありまして、県のほうで広告宣伝的に無料というか、全額負担をさせていただくという格好になっております。

大柴委員 わかりました。この試行販売で大変大好評だったということで、本当に素晴らしいと思っています。私も、ぜひこのような事業をしっかりと行っていただいて、生産者のために円滑にこの推進をしていただきたいと思います。

そのためには、この農産物のパックを買い求める首都圏など消費者にいかに関知をすることが肝要だと思うんですけれども、どのように今からまた周知していくのか、ちょっとお聞かせください。

樋田販売・輸出支援課長 試行販売では、県のホームページでもかなりのヒット数がございますので、ホームページを中心に県内外の消費者にPRすると同時に、山梨ゆかりのやまなし大使という制度がございますので、その方々にまた販売のPRもしていくと同時に、あと首都圏の広報を通じたり、あと一部、静岡と連携して「バイ・ふじのくに」という取り組みもさせていただいておりますので、山梨県庁のホームページのみならず静岡県庁のホームページにも掲載をして、販売のPR力を高めていきたいと思っております。

大柴委員 わかりました。この事業によりまして、首都圏の消費者にしっかりとPRができていけば、この本県の農畜産物のよさが多くの方々に認められて、またさらなる認知度の向上を図っていくのだと思いますけれども、販路の開拓につながる私も考えているんですけれども、この事業の実施によりましてどのような効果がやはり期待できていくのか、そしてまた、これ、さっき言ってたお肉とかお魚もあるわけですね。そのパック等もあると思うんですけれども、その辺のところもどのように今から効果をやっていくのか、ちょっと伺いたいと思います。

樋田販売・輸出支援課長 この事業によりまして、これまでの市場流通に加えまして、アフターコロナで対応した在宅のサービスもしっかり需要がありますので、そこを販路の開拓をしていくことが一つの効果だと思っています。

また、試行販売でも感触を得たわけですけれども、既に山梨野菜など山梨の果物も含めてファンがいるなということは十分確信できましたので、これはいいチ

チャンスだと捉えて、大柴委員のおっしゃられたように、甲州牛とか、それから魚、富士の介等もPRできるチャンスだと思いますので、積極的にそういったものもパック化して、しっかり首都圏などの方にPRしていきたいと考えております。そういったところで将来的にもつながる効果が発揮できるかなというふうに考えております。

大柴委員

最後になりますけど、野菜も本当に大事だとは思いますが、私、北杜市なんですけれども、野菜はたくさんあります。肉とか魚はあんまりないもんですから、できれば県内の人たちにも対象にやれば、農協さんとかそういうところのあんまり邪魔しちゃいけないなとは思いますが、そういうのも一つの販路拡大につながっていくと思います。

すばらしいことだと思いますので、ぜひこういうことも県内外いろいろところで販路が拡大できるように、これからも進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

樋田販売・輸出支援課長 ありがとうございます。この事業を、委員おっしゃるとおり、しっかり円滑に進めることで、県外だけでなく身近な県内の消費者にも、農政としても地産地消も推進しておりますので、しっかり身近な人を通じて、またそのよさを県外の方にもPRできるようなことにもつながると思いますのでやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

(広域営農団地農道整備事業費について)

小越委員

農の8ページ、耕地課の県営土地改良事業費のことでお伺いします。

今回、国の補正の確定に伴ってのことですけれども、2つ目の丸、広域営農団地農道整備事業費。国補決定に伴う補正が、既定予算が1,100万円に対して補正が4,200万円ということで4倍なんですけれども、既定よりも4倍も補正額が多いのはどうしてなのでしょう。どこの地区で、何の経費かを説明してください。

茂手木耕地課長 今回の補正予算につきましては、広域営農団地農道整備事業費の茅ヶ岳東部地区に予算を充てております。当初予算1,100万円に対して4,200万円計上したところでございますが、こちらにつきましては、これまで取得に難航していました用地の買収が可能となったことから、それに要する経費を計上させていただいております。

小越委員

この農道整備については、令和元年度の公共事業再評価調書にも載っております。広域営農の茅ヶ岳東部ですよね。平成14年から本当は平成22年に終わるはずだったのが何回も何回も繰り返されまして、平成24年に再評価があり平成26年度に完成しようってなったんですが、それもできず、平成26年から令和元年度へ延長しようってなり、それもできず、今回また令和4年まで延びるってことになりました。

その中で事業進捗が順調でなかった理由として、本事業の一部区間において国土調査がなされておらず、境界が確定できなかったため用地の確保に時間を要してるってあったんですけど、この用地確保は今回ちゃんと済んでるんでしょうか。

茂手木耕地課長 こちらの件につきましては、国土調査が済んでおらず、境界が未確定だった土地につきましては、用地の確保の見通しは立っております。

小越委員 本当は平成14年から始めていて、いまだにこの土地の区画が令和になってまでわからなかったっていうのは非常に不可解なんですけど、それはなんでなんですか。

茂手木耕地課長 こちらの件につきましては、本広域農道ルートを決めるに当たり、地形や主要道路との接続などを勘案して決定したところでございます。また、ルート上にはこの国土調査による境界画定がされていない箇所があるということは把握しておりましたが、そのような箇所につきましても土地の所有者の方々の御協力、御理解を得ながら境界の確認の作業を進め用地を取得してきたところでございます。

今回計上させていただいております補正予算で取得する用地につきましては、先ほど、委員御指摘のとおり、国土調査による境界確認が済んだ土地の買収にかかわる費用を計上したものでございます。

小越委員 4,200万円計上したっていうんですけども、そもそも令和4年までに本当に終わるのか心配です。

今回、この4,200万円だけなんですけど、今後の見通しですけども、工期は平成26年から令和元年度まで延長したときの金額が101億800万円です。令和元年度まで101億ですけど、今、今回4,200万しか積んでませんけども、まだ全部が終わらない、そしてあと3年しかない中で、101億800万で終わるんでしょうか。もっとお金かかってくるんですか。

茂手木耕地課長 現在の計画といたしましては、委員、御指摘の101億円余の総事業費で完了する予定でございます。

小越委員 でも、まだ橋が全部できてないわけですよ。まだ橋が1つ残ってるというふうに聞いております。令和4年度までに、今回4,200万円だけでは進まない、用地買収しないと次、進まないかもしれないですけど、この事業に当たっては、平成14年から、本当は22年で終わる、12年もオーバーしてる、そして金額的にもほんとは88億5,000万円から101億円。13億円もふえてるわけです。

これからまたふえるかもしれませんし、今後の再評価によってこの事業のあり方をしっかり検討しておかないと、次も同じようなことを繰り返さないかと思っています。

(甲州牛等販売促進緊急対策事業費補助金について)

桐原副委員長 1点、お尋ねをいたします。農の6ページです。甲州牛等販売促進緊急対策事業ということで2億円ちょっとで、これを学校給食ということで、この額ですと何回かに分けてなのかなと思うんですけど、甲州牛って決して安いものではないんですよ。しっかり地元のものを食べれるいいチャンスだと思うんです。もう少し細かく説明をいただきたいと思います。

渡邊畜産課長 甲州牛等販売促進緊急対策事業費補助金でございます。この事業につきましては、甲州牛と甲州地どりを学校給食に提供するというところでございまして、児童と生徒、そしてあと教員につきましては、約6万8,500人の給食を食べている方がおまして、6万8,500人に対しまして1人当たり約100グラムということでございます。

あと、在庫量の関係から、甲州牛が年に3回、甲州地どりは年に1回ということで、それで甲州牛3回、甲州地どりは1回ということで、約7万人弱の児童生徒の皆さんにお食べいただくという事業でございます。

桐原副委員長 ちなみにその甲州牛・甲州地どりの材料費ですけど、大体幾らぐらい1回に提供するの。100グラムだったら3回だと思いますが、鳥は1回ですけど、おおよその金額でいいのでお答えいただけますか。

渡邊畜産課長 内訳でございます。甲州牛は1回100グラムということでございますが、100グラム当たりの単価が1,000円と見ております。それが約7万人で、大体1回が7,000万円弱というふうにお考えいただければと思います。それが3回で約2億1,000万円とかです。

あと甲州地どりにつきましては、100グラムですけれども、その単価が237円ということで、ちょっと単価が下がってございます。それが約7万人ということで、1,600万円ほどで、あと500万ほどいろいろな配送費とかの経費も入れて、全部でこの予算になっております。

桐原副委員長 なかなかこれ、学校給食では絶対に扱わない食材だと思うんですね。せっかくいい食材を、栄養士さんが創意工夫しているんなソースだ、例えばタレに入れたりとかしちゃうと、せっかくの食材がもったいないというのが、済みません、僕、貧乏性なんですけど、もうシンプルにその食材そのものを味わえることを主に給食の提供をしていただきたいと思います。この辺はお願いなんですけど。

3回あるって言って、今の給食ってすごく栄養士さんが創意工夫するんで、すごくそこが懸念されるんですけど、済みません、その点についてお答えお願いいたします。

渡邊畜産課長 学校給食で提供するメニューにつきましては、教育委員会の保健体育課と今、連携を図っております。その栄養士の先生の窓口を通じまして、各学校に今、メニューの考案等々をしていただいているところでございます。

ちなみに甲州牛では、すき焼き風の煮物とか、あとは牛井とか、やはりどうしても芯まで火が入らないといけないということでございまして、そういうメニューをお考えになっております。甲州地どりにつきましては、親子丼とか、あとは地鶏のうどんとか、幾つかそんな形でしっかり考えていただいておりますので、教育委員会と連携して進めてまいりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第76号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正及び第3条債務負担行為の補正

質疑

(県立専門学校学生支援緊急給付金について)

桐原委員 済みません。ほかの課でも出ているんですけど、ちょっと僕わからないので教えてください。その他の困窮学生ってどの辺の線を引くのかなど。多分、学生課

に、私は大変だからってということで皆さん申請すると思うんですけど、どこに線を引いてその他の困窮学生とするのか、この点について教えてください。

斉藤農業技術課長 緊急給付金の対象になる学生さんは区分けがしっかりしてありまして、基本的な区分は困窮の度合いですけれども、御家庭が住民税非課税になっている世帯というふうな格好が一般の学生さんと困窮されている学生さんの一番の違いということでございます。

桐原副委員長 非課税世帯はわかるんですけど、その他の困窮学生っていうくくりも、上の住民税非課税世帯の困窮学生はわかるんですけど、その下の「その他の困窮学生」の資格といたしますか、区分といたしますか、教えてください。

斉藤農業技術課長 そちらのほうは、その世帯の収入が一応規定してございまして、収入額が380万円以下ということで線引きをさせていただいております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※所管事項

### 質疑

(農業の担い手の確保について)

大柴委員 農業の担い手の確保について伺います。今は新型コロナウイルスの影響で農家の皆さん、大変御苦勞をしているわけでございますけれども、この農業の担い手を継続的に確保していくことは大変重要だと思っております。

昨年12月に策定した山梨農業基本計画では、農業の成長産業化を図るために農業の担い手の確保また育成を重点施策に位置づけて取り組んでいると承知はしているんですけども、担い手の確保について、昨年度の新規の就農者数はどのような状況になっているのか、まず伺います。

勝俣担い手・農地対策課長 本県独自のアグリマスターによる支援研修や農業大学校の職業訓練、50歳以上のシニア世代就農セミナーなどを実施してきました結果、令和元年度は307人の新規就農者を確保することができたところであります。

内訳としましては、自営就農者が145人、農業法人などへの雇用就農者が162人となっております。

大柴委員 307人ということで、頑張っているんじゃないかなとは思いますが、この新規就農者のうち、みずから農業経営を行う自営就農者が半数近く、やはり先ほど145名ぐらいという話だったんですけど、就農形態とか就農年齢、経営品目、また就農地域など、この就農状況はどうなっているのか伺います。

勝俣担い手・農地対策課長 自営就農者のうち農家子弟の就農が81人で56%を占めております。農家子弟以外の新規参入者が64人で44%を占めております。年代別では、30代が最も多く33%、40代は26%となっております。経営品目別では、シャインマスカットの人気により果樹経営が101人で70%を占め、就農地は峡東地域が83人で57%、中北地域が56人で39%を占めております。

大柴委員

30代、40代の方たちが多くということで、これからもそういう方たちがふえていってくると大変ありがたいと思うんですけど、本年ですけど、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、農産物の業務需要の減少や、価格が低迷をいたしまして、農業の経営にも大変影響が及んでいる中で、今後、この新規の就農者の確保が大変難しくなっていくのではないかなと心配をしているところですけども、本年度の新規就農者の確保に向けては、特にどのようなここで対策を打っていくのか、取り組んでいくのか、この辺を最後に聞いて質問を終わりたいと思います。

勝俣担い手・農地対策課長 新規就農者の確保につきまして、山梨県就農支援センターでは、就農支援マネージャーによる就農相談を実施しておりますが、本年は新型コロナウイルス感染症の対策として、東京など県外からの就農相談者に対しまして、オンラインによる就農相談に必要な機器等を導入しまして、今月から対応を開始しているところでもあります。

また、相談者の個々の状況に応じ、就農に向けたアグリマスター研修制度の利用や国による就農支援制度等の活用について指導助言を行ってまいりたいと考えております。

また、現在準備を進めているやまなし就農魅力発信事業では、農業情報総合サイトで本県農業の魅力発信を行うとともに、就農希望者を対象とした山梨県への就農促進イベントを開催し、新規就農者の確保を図ってまいりたいと考えております。

(モモせん孔細菌病対策について)

永井委員

1点だけ、済みません、伺いたいと思います。

モモせん孔細菌病の対策で、本会議で大久保議員が質問をされたというふうに思うんですけども、その回答の中で、今回、もうある、実際に今出ていることは承知していて、市町村とかとやりとりをしていて、いろんな処理についてまた再度周知をしていくような御回答だったかと思います。

その中にもあったんですが、昨年度は県が予算を出して消毒を3回だったかやったということなんですけれども、ことし、消毒の予算措置についての検討をしているのかしてないのか、しないのであればなぜなのか教えてください。

斉藤農業技術課長 委員御指摘のように、昨年も非常にせん孔細菌病、多発しまして、ことしも非常に危惧されておるんですけども、今のところ、去年よりは、今出ている品種までは若干少ない傾向で来ております。ただし、ことしも農家の方、かなり防除もされている中で、今、発生が見られます。

ただ、今がまた品種も序盤、早生種の出荷というふうなことで、今後、7月いっぱい、うちの県の桃のピークは7月いっぱい、あるいはちょっと遅い品種は8月のお盆くらいまでの間に出荷をされます。

この状況を、発生状況を踏まえまして、薬剤費とかの防除につきましても、今後その状況に応じて検討していきたいというふうに考えております。当然、昨年のような防除が必要か否かというふうなところをしっかりと検討した中で必要な措置をとってまいりたいと、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

永井委員

ぜひお願いしたいと思います。一部の市町村では、県が予算措置をしたら市町村でも考えるみたいなことを言っているという話も聞きますので、ぜひ注視を

しながら連携してやっていただきたいと思います。

小越委員

さっきのモモせん孔細菌病ですけども、薬剤の助成とともに、お伺いしますと耕作放棄地みたいになっていて、持ち主がわからないところでどうしていいのかというのを非常に困っているってふうに聞きました。

勝手に切ってもいけないんですけども、そこが手をつけないでおくと、防除しないと周りに広がっていってしまう。それは去年も問題があったと思うんですけど、それについて何か手だてというか、農協さんにあれですとか、それから直接県が言って何とか手を打つとか、その辺は何か検討していることあるんでしょうか。

斉藤農業技術課長 ただいまの御質問ですけども、やはり今、高齢化とか、条件不利地域の耕作がなかなかできなくて、非常に耕作不足になってちょっと荒れたような状態になっているところがあちこちあって、その周辺でせん孔細菌病が目立つというふうなお声も昨年来から聞いております。

基本的には、市町村の方々とか農業委員さんが、まず耕作者というか所有者を探すというふうなことから、それがわかったときにはぜひそこへ、例えば伐採をしてほしいとか、防除をしてほしいという問いかけも、かなり頻繁に行っていたというふう聞いております。

県のほうでも今後、防除に対する指導を図る中で、そのようなことも中に入れてまして広く周知を図って、そういう発生源となっている可能性のあるところの解消ということに努めてまいりたいというふうに考えております。

(種苗法の改正について)

小越委員

ぜひ、そこが発生源になっている可能性もかなりあるので、でもそこ手をつけないでおきますと広がっていきますし、伐採するときのお金もかかります。やってくれて言われてもやれないとか、誰がということはわかりませんが、その伐採のときの助成なんかについてもぜひ検討してもらいたいと思います。

最後に、種苗法の改正の問題なんですけども、今国会で種苗法の改正見送りになりましたけど、本会議でも、海外での登録、シャインマスカットやイチゴなどの日本の開発したものをしっかり登録しておかないと、シャインマスカットやイチゴなどが韓国や中国や東南アジアを含めてつくっていきって話があったんですけども、国の資料によりますと、例えば登録品種の場合は許諾料を払うようなことになるって聞いているんですけども、この国の資料でいきますと、法改正で新たに育成権者が及ぶ行為の例としてブドウのシャインマスカットが入っているんですけども、山梨県の農家にとって、この種苗法がもし改正されますと、このシャインマスカットは自家増殖ということで、許諾料を払うっていう方向になるのか、どのように県としてつかんでるのか、わかる範囲で教えてください。

斉藤農業技術課長 今国会で種苗法については審議がされず、次回、見送りということになりましたので、まだ審議されてない案件ですからはっきりしたことは言うことはできないんですけども、今、御指摘のシャインマスカットについては、国内で今、シャインマスカットの苗を生産している苗木業者さんとかについては許諾料を既に国に納めてつくっておりますので、生産者がその苗木業者さんから物を買う際にそれ以上の許諾料を納めることはないというふうなことで承知しております。

小越委員

それは、今でも苗木を買ってきた場合は、もちろん今も許諾料を払っています

よね。今度は、自家増殖として自己の経営の接ぎ木等による増殖、だから苗じゃなくて、それを接ぎ木でブドウや他のものも、自家増殖で自己の経営の接ぎ木のときは、苗じゃなくて接ぎ木の場合にも許諾料を払うっていうふうに国は言っているんですけど、そうしますとシャインマスカットなどは山梨県、多いんですけど、影響がかなり出るんでしょうか。

斉藤農業技術課長 委員おっしゃられたように、今回流れた種苗法の中では自家増殖について制限がかかるというふうな内容でありました。

ただし、許諾と似たような行為をしますけども、許諾料を育成権の方が払えということになりましたらもちろん払わなければならないですし、例えば無料でいいですよと、別に構いませんよということであれば構わないので、それは育成権者の方とそれを自家増殖されたい方の中の民民の取引の中で決まっていくものということで承知をしております。

小越委員 はい。いいです。

主な質疑等 企業局関係

※所管事項

質疑

(やまなしパワーP l u sについて)

小越委員 やまなしパワーP l u sのこの前の資料をいただいたんですけども、そこで今回、業種を広げるっていうようにあったんですけども、物流、旅館、ホテル及び持続化給付金給付決定者ってことで、まだ募集がこれからかと思うんですけども、どのような見込みになっているのか。持続化給付金っていうことは、この全て、ほとんどの業者もできるってことですか。

高野企業局電気課長 委員のほうから質問がありましたとおり、今回、持続化給付金の対象となりますのは、あくまでもこのやまなしパワーP l u sにつきましても、企業局と東京電力との共同でやっているものでありますので、あくまでも東京電力と契約されていることが前提になっていきますので、全部ということではありません。

小越委員 それ、どのくらい？ これまで6月からやっているかもしれませんが、見込みというか、かなり枠はあるかと思うんですが、あるんでしょうか。

高野企業局電気課長 今現在、6月から募集をかけまして、2月いっぱいということで、今のところ問い合わせにつきましては30件ほどありますが、やはり今回の募集の対象となります高圧が対象とありますので、一般の低圧の方からの問い合わせがやっぱ多いということで、実質的には対象外ということがありまして、高圧で、先ほど申したとおり旅館、製造業、物流業、それで持続化給付金というふうな対象になります。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県外調査を8月24日から26日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

農政産業観光委員長 渡辺 淳也